

新市建設計画

(令和3年3月変更)

日光市

目 次

序 計画策定に当たって	1
第1章 市町村合併の必要性和効果	2
第2章 2市2町1村の概況	7
第3章 主要指標の見通し	24
第4章 まちづくりの基本方針	28
第5章 まちづくりの基本施策	34
第6章 重点プロジェクト	55
第7章 新市における県事業の推進	60
第8章 公共施設の統合整備	62
第9章 財政計画	63

序 計画策定に当たって

1 計画の趣旨

本計画は、今市市、足尾町、藤原町、栗山村及び日光市の合併後の新市のマスタープランとして、また、市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定される市町村建設計画として位置付けられるもので、新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく基本施策や重点プロジェクトの推進を図ることにより、2市2町1村の速やかな一体化を促進するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上をめざすものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、本計画に基づき新市において作成する基本構想や基本計画、実施計画に委ねるものとします。

2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、これを実現するための基本施策、重点プロジェクト、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

3 計画の期間

本計画の期間は、主要な施策の推進に要する財源や、市町村の合併の特例に関する法律などに規定される特例措置が適用される期間などを勘案し、合併年度とこれに続く16年間とします。

4 その他

公共施設の整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう留意するものとします。

第1章 市町村合併の必要性と効果

1 市町村合併の背景と必要性

今市市、足尾町、藤原町、栗山村、日光市の2市2町1村は、豊かな自然環境と貴重な歴史的・文化的遺産、随所に湧出する豊富な温泉など、恵まれた観光資源を基盤として、活力ある地域社会を築きあげてきました。

また、相互の連携強化と機能分担による圏域の一体的な振興を図るため、日光地区広域行政事務組合を設置して、医療・福祉や生活環境に関する事務の共同処理を進めてきました。

しかしながら、近年の社会経済情勢の変化の下で、地方分権の推進、少子高齢化への対応、財政状況の悪化など、共通の課題を抱えており、行財政の効率化、行政能力の向上への早急な対応が求められています。

2市2町1村の合併は、これらの現状や課題に対する有効な対応策として考えられます。

(1) 地方分権への対応

いわゆる「地方分権一括法」が平成12年4月から施行され、機関委任事務が廃止されるとともに、国や県から市町村に様々な権限が移譲されるなど、地方分権改革が進められています。

地方分権とは、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係の下で、地方公共団体が自らの創意工夫と責任で政策を決定し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものです。

この地方分権を実効あるものとするためには、それに相応しい行政組織や財政基盤を確立する必要があります。

(2) 生活圏の拡大や広域行政への対応

今後、ますます多様化、高度化する行政需要に適切に対応し、住民福祉の一層の向上を図るためには、生活圏の拡大に対応した広域的な観点からの施策の展開や、重点的な投資による基盤整備の推進などが必要になっています。

この地域においては、これまで、2市2町1村が日光地区広域行政事務組合を設置して事務の共同処理を進めてきましたが、組合方式の処理には意思決定に当たって柔軟性に欠けるなどの限界もあります。

このため、保健・医療・福祉をはじめ、生活環境、教育・文化など、住民生活を取り巻く様々な分野において、これまで以上に一体的な行政を推進する必要があります。

(3) 少子高齢社会への対応

全国的な少子高齢化の流れは、2市2町1村においても例外ではなく、産業の停滞などを要因とする人口流出（過疎化）とあいまって、急速に少子高齢化が進んでおり、今後は、総人口も減少傾向に転じるものと予測されています。このような少子高齢化の進行は、労働力人口の減少による経済成長率の低下や、年金・医療・福祉などの社会保障の分野における現役世代の負担の増加、コミュニティ機能の低下など、社会全体に深刻な影響を及ぼすものと懸念されています。このため、少子高齢化の進行に対応した保健・医療・福祉サービスの充実などが必要となっているほか、特に、この地域においては、コミュニティの活性化と若者の定住対策の一層の推進も重要な課題となっています。

(4) 厳しい財政状況への対応

長引く景気の低迷による税収の落ち込みや、公債費の増加などにより、国、地方ともに、厳しい財政運営を強いられています。2市2町1村においても、財源の多くを国や県に依存し、また、歳出に占める経常的経費の割合も高くなる（いわゆる財政構造の硬直化）など、大変厳しい財政状況にあります。

一方、国は地方分権改革の一環として、地方交付税や国庫補助負担金のあり方について見直しを進めており、地方公共団体は、安定した財源の確保と効率的な行財政運営による財政基盤の強化が急務となっています。

表1 2市2町1村の財政状況

市町村名	財政力指数 *	経常収支比率 *	公債費比率 *
今 市 市	0. 7 3 4	8 5. 7 %	1 6. 0 %
足 尾 町	0. 2 2 2	8 6. 1 %	1 5. 0 %
藤 原 町	0. 7 9 7	8 7. 2 %	1 0. 8 %
栗 山 村	0. 3 8 7	9 4. 9 %	1 3. 9 %
日 光 市	0. 5 9 4	9 6. 4 %	1 7. 6 %

（平成14年度決算）

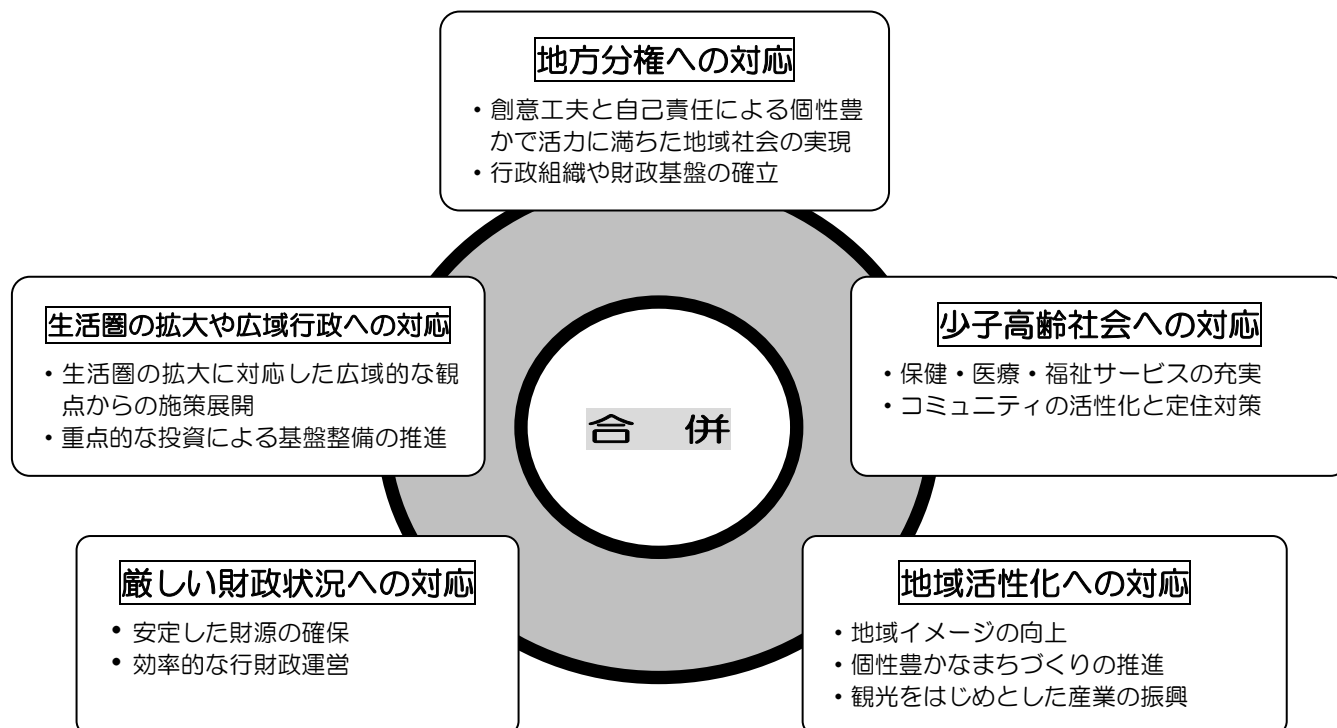
- * 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数であり、数値が高いほど財政に余裕があることを示すものである。
- * 経常収支比率：人件費、扶助費などの義務的経費に、地方税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどれだけ充当されているかをあらわすものであり、数値が高いほど財政構造が硬直し、弾力性が失われていることを示すものである。
- * 公債費比率：地方公共団体が発行した地方債などの借入金の返済額（公債費）の一般財源に占める割合をいい、この値が低いほど、財政構造が健全であることを示すものである。

(5) 地域活性化への対応

2市2町1村、とりわけ人口が少ない足尾町や栗山村においては、出生数の減少とともに、人口の流出が進み、地域の活力低下が懸念されています。また、この地域の主要産業の一つである観光業については、近年、観光ニーズの変化に伴い、観光入り込み客数が減少し、地域経済に停滞感が漂っています。

このため、2市2町1村の合併を通して地域イメージの向上に努めるとともに、地域の特性や資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進や、観光をはじめとした産業の振興を図る必要があります。

図1 合併の背景と必要性



2 合併の効果

市町村の合併については、合併後の新市の中心部と周辺部で地域格差が生じるのではないかと、伝統的な歴史や文化への愛着や地域の連帯感が薄れるのではないかと、住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないかと、などの様々な懸念が考えられます。とりわけ、今市市、足尾町、藤原町、栗山村、日光市の2市2町1村が合併した場合には、行政面積も1,449.87km²と極めて広大になることから、地域住民が大きな不安を抱くことは、ある意味、当然のことかもしれません。

2市2町1村の合併協議に当たっては、それらの懸念にも十分配慮して対応策を検討することによって、次のような合併の効果を生み出せるものと考えています。

(1) 住民の利便性の向上

- ① 例えば証明書等の交付を受ける場合、合併後は、利用可能な窓口が増加し、仕事や買い物などに併せて窓口サービスを受けることが可能になります。
- ② これまで、他市町村の保育所や老人福祉施設などを利用する場合には、一定の条件が課せられていましたが、合併後は、保健福祉施設や文化施設、スポーツ施設、公民館などを同じ条件で利用できるようになります。
- ③ 将来的には、小学校や中学校の再編成を含めた通学区域の見直しにより、生活実態に対応した学校区を設定することも可能になります。

(2) 行政サービスの向上

- ① 小規模の市町村では、様々な事務を一人で処理しなければならないことも少なくありませんが、規模が大きくなることにより、これまで十分確保できなかった保健師や土木技師などの専門職を採用・増員できるようになり、専門的かつ高度な行政サービスの提供が可能になります。また、都市計画や文化行政などの専任組織も設置できるようになり、多様で個性豊かな行政施策の展開が可能となります。
- ② 職員間の切磋琢磨により個々の能力が向上し、行政サービスの質を向上させることが可能となります。

(3) 広域的な観点に立ったまちづくりと重点的な投資による基盤整備の推進

- ① 合併による一体的な行政運営により、隣接する市町村間で整備状況が異なっていた道路が改善されたり、広域的な観光ルートやイベントのPRなどにより観光振興が図られるほか、土地利用や若者の定住対策、環境保全対策など様々な場面で、広域的な観点に立った効果的なまちづくりの推進が可能になります。

- ② これまでのまちづくりでは、市町村が各種の公共施設をそれぞれに整備してきたため、近隣地域に類似施設が重複して整備されていましたが、今後は、地域の均衡ある発展や機能分担を図りながら、よりグレードの高い公共施設の効率的な配置が可能になります。

(4) 行財政の効率化

- ① 重複する内部管理部門（住民向けの行政サービスを直接行わない人事、財政、企画などの部門）をスリム化することによって、多様化する住民ニーズに対応できるよう行政組織を再編し、人材の適正配置を進めることが可能となります。
- ② 市長をはじめとする特別職の公務員は約5分の1に、議員総数も現行の84人から30人以内（地方自治法に基づく定数）に減少するほか、行政組織の再編により一般職の公務員も段階的に削減され、人件費の節減が可能となります。
- ③ 今後、2市2町1村の財政運営はさらに厳しくなるものと予想されますが、行財政基盤が強化されることにより、国民健康保険や介護保険の安定的な運営が図られるなど、弾力的な財政運営や資金運用が可能となります。

また、合併に伴う財政支援策として、合併後15年間は地方交付税の優遇措置を受けられるほか、新市のまちづくりのための建設事業などに充てる合併特例債の発行が認められます。また、合併に伴い必要な事業の実施に対しては、国と県からの助成も受けられます。

(5) 地域のイメージアップ

- ① 新市の誕生により一体的かつ効果的なイメージアップを図ることができ、魅力ある企業の進出や産業の創出による若者の定着、重要プロジェクトの誘致などが期待できます。
- ② 歴史的・文化的遺産や温泉などの観光資源を有機的、効率的に結合させ、全国に向けた情報発信力を強化することが可能となり、当地域の観光イメージの向上が期待できます。

第2章 2市2町1村の概況

1 2市2町1村の現況

(1) 自然条件

今市市、足尾町、藤原町、栗山村、日光市の2市2町1村の区域は、栃木県の北西部に位置し、北は福島県、西は群馬県に接しています。日光火山群と鬼怒川上流域、大谷川流域等に広がる区域の総面積は1,449.87km²で、県土の約4分の1を占めております。日光国立公園地域を中心とする山間部の多くは、水源かん養や自然環境の保全等の機能を担う振興山村地域に指定されているほか、一部地域は水源地域にも指定されています。

また、地形的には、標高300m程度の平坦地域（市街地）から2,000mを超す山岳地域まで大きな起伏があり、四季を通じて変化に富んだ観光・スポーツ・レクリエーションを可能にしており、国内外から多くの観光客が訪れています。

気候は、内陸性気候に属し、年平均気温は市街地で12℃程度、山間部では7℃程度であり、夏季は比較的涼しく、冬季は氷点下になることも多く、四季折々の寒暖の差が美しい自然景観を醸し出しています。

図2 2市2町1村の位置



(2) 歴史・文化

2市2町1村は、豊かな自然環境と貴重な歴史的・文化的遺産、随所に湧出する豊富な温泉など、恵まれた観光資源を基盤として発展してきました。

歴史的には、8世紀末の勝道上人による日光開山以後、山岳信仰の聖地として崇拜されてきた日光に17世紀はじめに徳川家康公の霊廟である東照宮が建立された後は、日光市は二社一寺の門前町として、今市市は、日光街道・例幣使街道・会津西街道の結節点の宿場町として栄えてきました。さらに、藤原町では、17世紀末に鬼怒川温泉が、18世紀初頭には川治温泉が発見され、日本有数の温泉保養地としても発展するようになりました。

また、同じ勝道上人によって開山された足尾町も、庚申講信仰の総本山として多くの信仰を集めていましたが、17世紀初頭に銅鉱脈が発見された後は、日本を代表する銅山として栄え、日本の近代化に大きな功績を残しました。

一方、栗山村は、平家の落人により集落が築かれたともいわれ、平家杉や平家塚などの史跡が残されているほか、湯西川や奥鬼怒温泉郷をはじめとする温泉保養地としても栄えてきました。

(3) 人口と世帯数

2市2町1村の総人口は、平成7年以降減少傾向に転じており、平成12年国勢調査によると、総人口は、98,143人となっています。一方、世帯数は、一貫して増加傾向で推移し、平成12年国勢調査では33,684世帯となっており、1世帯当たり人数は2.91人と3人を割っており、核家族化が進行していることがうかがえます。

市町村別にみると、今市市では人口が増加し続けているのに対し、その他の市町村では人口が減少しており、平成12年の人口を昭和60年と比較すると、足尾町では31.7%、栗山村と日光市ではそれぞれ19.7%減少しています。

年齢別構成をみると、平成12年国勢調査では、高齢化率は21.3%となっており、県平均（17.2%）、全国平均（17.3%）に比べて、より早いペースで高齢化が進んでいることが明らかになっています。特に、足尾町では3人に1人が、栗山村や日光市では4人に1人が65歳以上となっています。一方で、一人の女性が一生の間に生むであろう子どもの数の平均（合計特殊出生率）は、平成14年には、今市市では県平均（1.40）を上回っているものの、足尾町、藤原町、栗山

村、日光市では県平均を下回っており、現在の人口を維持するために必要とされる基準（2.08）とは大きくかけはなれています。また、年少人口の割合は14.6%となっており、全国平均（14.6%）と同程度の割合となっていますが、生産年齢人口の割合（64.2%）は、県平均（67.5%）、全国平均（67.9%）よりも約3ポイント低くなっています。

表2 2市2町1村の人口及び世帯の推移

年 区分	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成12年	
					県平均	全国平均
年少人口 (0～14歳) (構成比)	19,424人 (20.1%)	16,965人 (17.5%)	15,992人 (16.0%)	14,286人 (14.6%)	15.3%	14.6%
生産年齢人口 (15～64歳) (構成比)	64,800人 (67.1%)	64,957人 (67.1%)	65,950人 (66.0%)	62,986人 (64.2%)	67.5%	67.9%
老年人口 (65歳以上) (構成比)	12,410人 (12.8%)	14,880人 (15.4%)	18,046人 (18.0%)	20,871人 (21.3%)	17.2%	17.3%
計	96,634人	96,859人	99,988人	98,143人	—	—
世帯数	28,999世帯	30,186世帯	33,176世帯	33,684世帯	—	—
1世帯あたりの人数	3.33人	3.21人	3.01人	2.91人	—	—

注：計には年齢不詳を含むため各年齢層合計に一致しない場合があります。

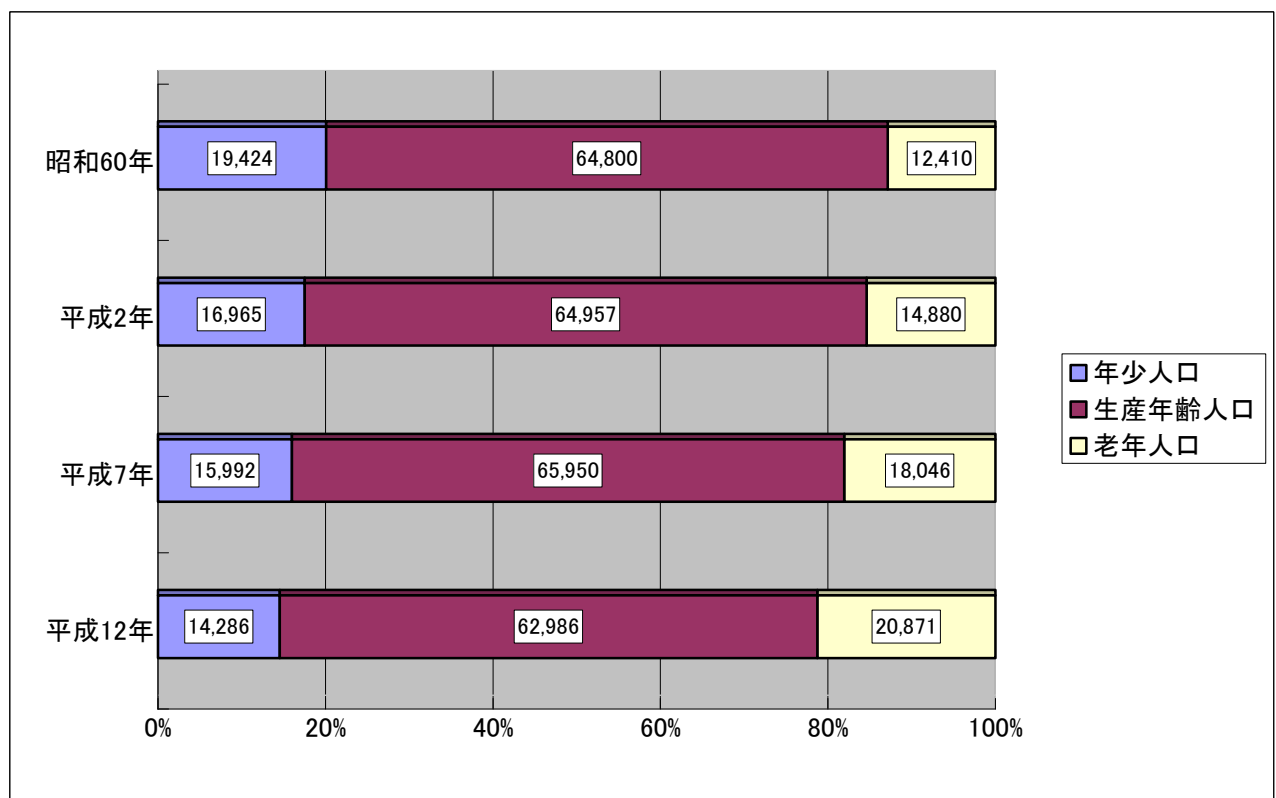
(資料：国勢調査)

表3 合計特殊出生率の推移

市町村	年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
今市市		1.46	1.39	1.42	1.41
足尾町		1.34	1.25	1.36	1.39
藤原町		1.13	1.35	1.37	1.37
栗山村		1.57	1.24	1.46	1.38
日光市		1.30	1.50	1.42	1.36
県平均		1.41	1.48	1.48	1.40
全国平均		1.34	1.36	1.33	1.32

(資料：人口動態調査)

図3 2市2町1村の年齢構成別人口の推移



(4) 土地利用

2市2町1村の土地利用の状況は、森林面積が全体の85%以上を占めており、水田、畑などの農用地の占める割合は約4%、宅地の占める割合は約2%となっています。

また、農用地の約80%、宅地の約50%が今市市に集中しています。

(5) 産 業

2市2町1村の就業人口は、平成7年までは増加傾向で推移してきましたが、それ以降は総人口の推移同様に減少傾向に転じ、平成12年国勢調査では51,068人となっています。就業構成は、第一次産業及び第二次産業の構成比では県平均を下回っているものの、第三次産業では県平均を上回っており、全体的に全国平均の就業バランスに近い比率となっています。

表4 就業人口の推移

区分 \ 年	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成12年	
					県平均	全国平均
第一次産業 (構成比)	4,711人 (9.3%)	3,791人 (7.3%)	3,179人 (5.9%)	2,807人 (5.5%)	7.2%	5.0%
第二次産業 (構成比)	17,197人 (34.1%)	16,996人 (32.9%)	16,450人 (30.6%)	15,251人 (29.9%)	36.0%	29.5%
第三次産業 (構成比)	28,515人 (56.5%)	30,746人 (59.6%)	33,968人 (63.3%)	32,871人 (64.4%)	56.1%	64.3%
計	50,455人	51,625人	53,680人	51,068人	—	—
総人口	96,634人	96,859人	99,988人	98,143人	—	—
就業率	52.2%	53.3%	53.7%	52.0%	—	—

注：計には分類不詳を含むため各産業合計に一致しません。

(資料：国勢調査)

(農業)

農業は、今市市、藤原町、日光市の平坦部における水田稲作や畜産、花き栽培が主体で、藤原町の一部では高冷地野菜の栽培も盛んとなっています。

平成13年の農業粗生産額は86億5千万円となっていますが、農家戸数、経営耕地面積、農業粗生産額は、いずれも減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くもの

と予想されています。また、農業従事者の高齢化も進展しており、後継者の確保や新しい特産品の開発などが課題となっています。

(林業)

林野面積は平成14年3月31日現在で1,258.68km²であり、総面積の8割を超えています。林野面積のうち6割以上を国有林が占め、大半が日光国立公園内にあり、観光・レクリエーション的な性格も強いことから、自然環境の保護との並存が重要視されています。

民有林については、林業を営む多くが小規模経営であるため、経営の近代化・高度化が遅れているほか、さらに、高齢化の進展に伴う後継者不足などの問題に直面しています。

(水産業)

水産業は、鬼怒川や大谷川をはじめとする多くの河川や中禅寺湖、湯の湖、五十里湖、川俣湖などの湖沼に恵まれ、内水面漁業には、有利な条件を有しています。

今後はこれらの恵まれた条件を活かし、観光に結びつけた内水面漁業を推進していく必要があります。

(鉱工業)

鉱工業は、中小規模の事業所が大部分を占め、ここ数年製造品出荷額は伸び悩み、平成13年の製造品出荷額は2,451億円と、県内の他市に比べて低い位置にあります。

また、近年、当地域が有する豊富で高品質の水を背景として、食品関連会社数社が今市市に進出していますが、平成8年に分譲を開始した大日光（轟）工業団地には、分譲された区画はあるものの未だ工場が建設されていない状況にあります。

今後は、引き続き、異業種交流の促進などによる地場産業の振興、新産業の創出、若者等が安心できる雇用の場を確保するための優良企業の誘致などが必要となっています。

(商業)

商業は、今市市が中心で、主要幹線道路沿いへの大型店・中型店の出店により盛況な面もありますが、宇都宮市、鹿沼市などへ消費が流出する傾向もみられます。

また、個人商店が多い今市市の中心商店街では、^{*}TMOが設立され、商店街活性化への取組が始められており、商業のみならず、人や文化の交流の場としても期待されています。

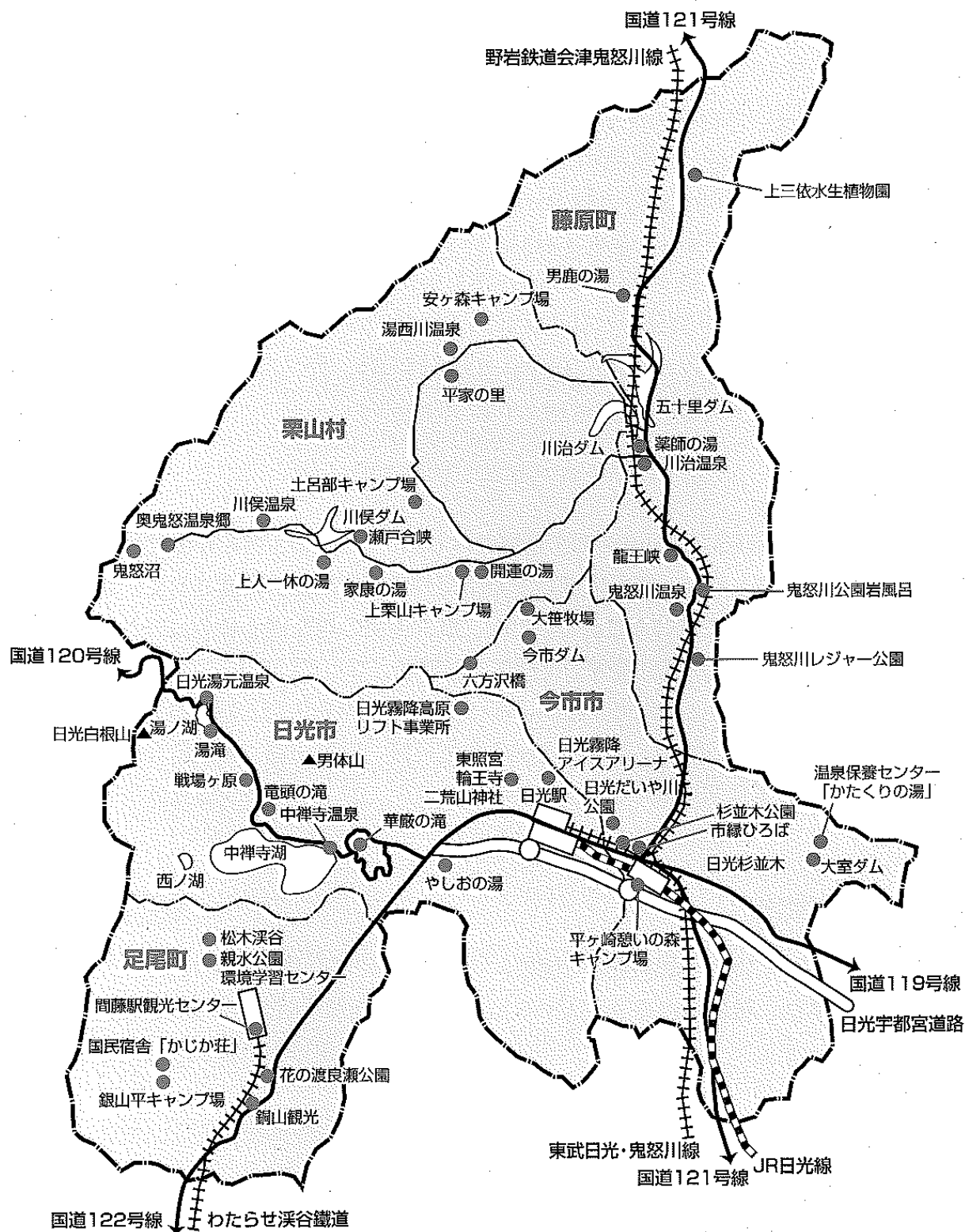
* TMO（タウンマネジメント機構）：市民、行政、商店など地域を構成する人々からなる中心市街地活性化に取り組む機関をいう。

（観光）

2市2町1村の区域は、世界に類のない日光国立公園の豊かな自然環境や、世界遺産にも登録された「日光の社寺」、杉並木街道などの歴史的・文化的遺産、鬼怒川、川治、湯西川、川俣、日光湯元などの温泉資源、銅山観光などの観光資源に恵まれ、観光が重要な産業として発展してきました。

しかし、平成5年に1,700万人を超えていた観光入り込み客数は、平成14年には1,170万人になるなど、年々減少傾向で推移しており、観光ニーズに即応した魅力ある観光地づくりが求められています。

図4 2市2町1村の主要観光資源



(6) 生活

(住民活動)

2市2町1村では、これまで自治会や老人クラブ、婦人会などにより、道路・公園の清掃をはじめ、交通安全運動、花いっぱい運動などの自主的なまちづくりが進められてきましたが、近年、子どもの一時預かりや在宅介護支援施設の運営など、ボランティアや^{*}NPOの活動が広がりを見せており、地域住民と行政との協働によるまちづくりが進められています。

* NPO：Non-Profit Organization（民間非営利組織）。一般的には、ボランティア団体をはじめとした社会貢献活動を主として行う団体及び特定非営利活動法人をいう。

(道路・交通網)

2市2町1村の道路網は、日光宇都宮道路をはじめ、2市2町1村を縦横に走る国道と主要地方道が基幹道路となり、これに連結する市町村道が網目状に配置されています。観光シーズンには、国道の交通渋滞が著しいため、既存道路の再整備や新規ルートの開設、交通ターミナルとしての大規模駐車場の確保などが課題となっています。

鉄道は、県都宇都宮市と日光市を結ぶJR日光線、群馬県桐生市と足尾町を結ぶわたらせ渓谷鐵道、東京浅草と日光市・藤原町を結ぶ東武日光・鬼怒川線、藤原町と福島県田島町を結ぶ野岩鐵道会津鬼怒川線の5線があります。また、バスは、民間3社と市町村営バスによって運行され、地域住民に密着した輸送機関として重要な役割を果たしています。

(医療・福祉施設)

医療施設については、一般病院が9施設、一般診療所が35施設、歯科診療所が40施設となっていますが、重症救急患者の医療を担う2次救急医療に対応する拠点病院が今市市、藤原町に偏り、また、それらの拠点病院には小児科医が常勤していないなど内的な問題を抱えています。

福祉施設については、保育所が23施設あり、保育所の入所待機児童はいませんが、子育て支援センターが1か所、放課後児童クラブも30小学校のうち17校で設置しているにすぎません。

また、在宅介護支援センターは全体で9施設ありますが、介護老人保健施設は4

施設、特別養護老人ホームは5施設にとどまるなど、本格的な高齢社会の到来に向け、施設の拡充が求められるとともに、福祉施策の充実が今後の課題の一つとなっています。

(生活環境施設)

平成14年度公共施設状況調査では、2市2町1村の市町村道舗装率は、59.0%であり、県平均(78.2%)を下回っており、全体に生活道路の整備が遅れています。

水道給水人口比率は、96.4%と県平均(93.1%)よりも高い状況にあります。

また、下水道や浄化槽^{*}などの普及率(汚水処理施設整備率)については、今市市では64.9%、日光市では67.9%と県平均(61.9%)を超えているものの、足尾町、藤原町、栗山村では、それぞれ、18.2%、58.9%、29.4%となっています。

ごみ処理については、収集率は2市2町1村とも100%ですが、衛生処理率は今市市では82.8%、足尾町では79.7%、藤原町では84.5%、日光市では82.0%と県平均(73.6%)を超えているものの、栗山村では61.4%となっています。

* 浄化槽：平成13年4月1日に改正された浄化槽法で既存単独処理浄化槽と合併処理浄化槽を合わせ「浄化槽」に統一されましたが、本計画では合併処理浄化槽を指しています。

(消防・防災)

消防施設については、今市市、藤原町がそれぞれ単独で消防本部を設置しているほか、日光市と足尾町では日光地区消防組合を設置し、栗山村では藤原町に消防業務を委託しています。2市2町1村の地域にはそれぞれ消防団が設置されていますが、消防団員については、5市町村とも定数に達しない状況にあり、人材の確保が大きな課題となっています。また、今市市、足尾町、藤原町及び日光市においては、自治会単位に災害に対して組織的に行動する自主防災組織を結成しています。

(教育関連施設)

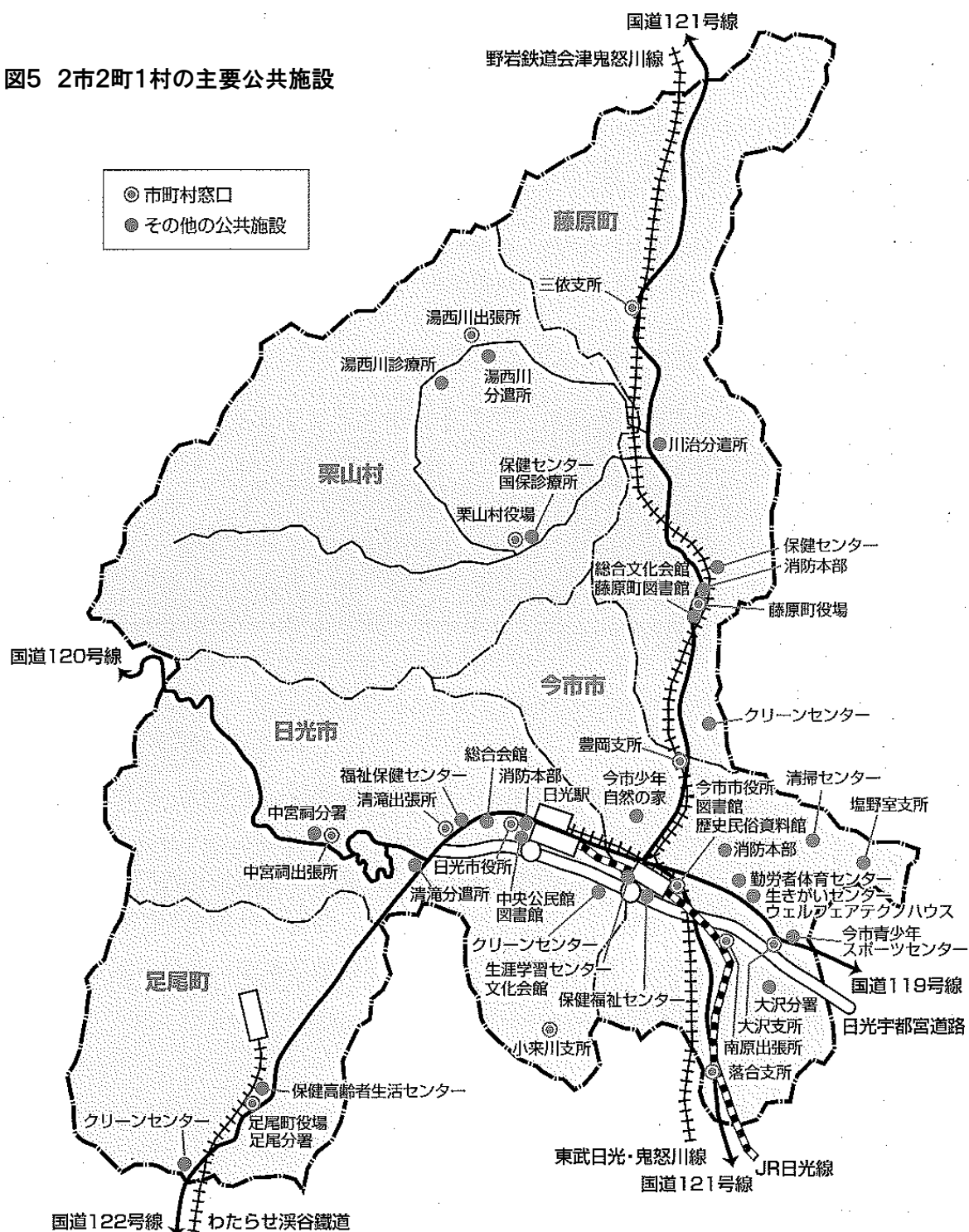
学校教育施設は、小学校が30校、中学校が17校ありますが、老朽化した施設の改修や情報化などに対応した設備の充実が課題となっています。

生涯学習施設、スポーツ施設などは整備が進められ、徐々に充実してきており、全体で公民館は17館、公共スポーツ施設は88施設ありますが、今後、住民自治の中核を担うコミュニティセンターについては、整備が遅れている状況にあります。また、公共の図書館については足尾町、栗山村で未整備となっています。

(情報化)

情報化社会の進展に伴い、高速インターネット環境の整備などが進められています。新市においても、本庁と支所において同等の窓口サービスが提供できるよう、光ファイバーケーブル等の高速大容量通信網の整備など、IT行政の推進、電子自治体等の実現に向け、さらなる基盤整備が求められます。

図5 2市2町1村の主要公共施設



2 既存計画における2市2町1村の位置付け

(1) 新市を構成する2市2町1村の振興計画における発展方向

2市2町1村の振興計画を見ると、いずれの市町村においても、豊かな自然環境を背景とした快適な生活環境の整備や観光の振興などを、まちづくりの基本として位置づけており、2市2町1村のまちづくりの理念が共通していることがわかります。

区分	将来像	基本目標（基本施策）
今市市	オアシス都市・今市創造プラン21 水と緑と花にあふれた 潤いある快適な 公園都市をめざして	・オアシス都市の基礎づくり ・快適な生活環境都市づくり ・支えあう福祉・健康都市づくり ・個性あふれる生涯学習都市づくり ・活力ある産業都市づくり
足尾町	銅山の歴史と 豊かな自然を活かした 活力あるまちづくり	・銅山の歴史と豊かな自然を活かし、全町地域博物館化構想（エコミュージアム構想）を推進する町づくり ・道路や住環境の向上をめざし暮らしやすい町づくり ・保健・福祉・介護・医療が一体となった健康な町づくり ・産業活動が活発な町づくり ・高度情報化社会に対応した町づくり ・教育文化の向上をめざした町づくり ・町民の連帯感を高める町づくり ・豊かな自然と共生し環境にやさしい町づくり ・観光客に潤いとやすらぎを与える町づくり
藤原町	心のまち文化のまち 観光のまち藤原 あたたかさとたのしさにあふれ ときめくよろこびにみちたまち	・こころの豊かさ・よろこびづくり ・みんなの健康・あんしんづくり ・まちの基盤・あんぜんづくり ・くらしの環境・うるおいづくり ・まちの活力・ときめきづくり
栗山村	森と湯の恵を活かし ひと光る村へ これまでの100年 これからの100年を育む栗山村	・村の環境資源を活かし、安全で便利な暮らしの基盤をつくる ・村の住み心地を良くする ・健康で生き生き暮らせる村をつくる ・村に活力をもたらすひとを育てる ・恵まれた村の自然を活かす産業を興す ・村の行財政を効率的に運営し、地域間の交流を図る ・身近な地域から村民参加の村づくりを進める
日光市	光あふれる 国際リゾート文化都市	・自然と人間の秩序ある健全な共生を確立する ・快適で住みやすい生活環境をつくる ・健康でやさしさのある暮らしをつくる ・市民の生きがいづくりと創造性あふれる教育・文化を育む ・賑わいと活力ある産業活動をつくる ・信頼ある支えあいの地域社会をつくる

(2) 日光地区新広域市町村圏計画における発展方向

2市2町1村が設置した日光地区広域行政事務組合では、平成8年3月に「日光地区新広域圏市町村計画」を策定し、圏域（2市2町1村）の総合的、一体的な振興を図っています。

○圏域の将来像

連帯と協調で築く人に優しい広域圏

○基本目標

- ・安全で住みよい生活基盤づくり
- ・個性的で快適な共同都市づくり
- ・健康で心豊かな人づくり
- ・高度で希望あふれる産業づくり
- ・合理的な行政運営の基礎づくり

(3) 栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン」における位置付けと発展方向

栃木県が平成13年3月に策定した「とちぎ21世紀プラン」では、「世界に開かれた『国土交流拠点とちぎ』」を目指して、これまで築いてきた地域間の交流と連携を支える県土の基盤を一層強化・活用するとともに、県内に7つのゾーンを設定し、地域の個性を十分に活用しながら、自立的な地域づくりを進めることとしています。

この地域は7つのゾーンのひとつ「日光みどりと文化ゾーン」として位置付けられ、次のような施策の発展方向が示されています。

○地域づくりの考え方

日光国立公園の美しい自然や「日光の社寺」、日光杉並木街道等の世界に誇る文化遺産など国際的な観光資源を活かし、人と文化や自然とが交流するゾーンとしての発展を促進します。

○施策の展開方法

- ・国際観光都市を支える広域交通基盤の整備
- ・観光と地域産業の振興
- ・魅力と活力ある都市基盤の整備
- ・豊かな自然環境や文化遺産の保全・保護
- ・豊かな地域資源と調和した生活環境の整備
- ・自然を活かして人がふれあう交流の促進

3 まちづくりの主要課題

(1) 少子高齢社会への対応

新市では、県及び全国平均を上回るスピードで少子高齢化が進んでいます。少子高齢化の進行は、子ども自身の健全な成長に対する影響や社会経済の活力低下、コミュニティ機能の低下など、社会全体に様々な影響を及ぼすものです。

このため、子どもを持ちたいと願う人が子育てしながら多様なライフスタイルを実現できるよう、そして、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、子育て環境づくりに積極的に取り組む必要があります。

また、すべての人々が長寿を喜び合い、生涯にわたって充実した生活を送ることができるよう、健康づくりや生きがいづくり、安心で良質な医療の確保、互いに支えあう地域づくりに取り組む必要があります。

(2) 魅力ある観光と活力にあふれた産業の振興

新市は、少子高齢化などの社会経済情勢の変化の中で、地域産業の停滞感とそれによる雇用悪化への懸念、中心市街地の空洞化等の深刻な問題に直面しています。

特に、新市の主要産業である観光業については、日光国立公園の豊かな自然環境や、世界遺産に登録された「日光の社寺」、杉並木街道などの歴史的・文化的遺産、日本の近代化を支えた足尾銅山に象徴される貴重な産業遺産、数多くの温泉資源など、豊富で多彩な観光資源に恵まれ、我が国を代表する観光・リゾート地域として親しまれてきましたが、近年、人々の価値観・ライフスタイルの多様化、景気の低迷などによる旅行形態の変化の下で、観光入り込み客数は、年々、減少しています。とりわけ、藤原町や栗山村、日光市などの温泉地域等では、過剰な設備投資などとあいまって経営不振に陥っている観光事業者も少なくなく、地域経済の低迷感や遊休施設の増加など、地域全体に深刻な影響を及ぼしています。

また、そばや花き、ワサビなどの栽培、^{せいすい}清水を活用した食品工業、高原での観光牧場など、地域の特性を活かした産業が盛んになっていますが、農林業や商工業は、全体的に停滞気味で、農業粗生産額や工業出荷額は、近年、減少傾向にあります。

さらに、今市市では、大型店舗の郊外への進出が進み、中心市街地の空洞化が問題となっています。

今後は、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るため、地域全体の再生に取

り組むことを基本として、人々のニーズに対応した観光コースの提案や体験・交流プログラムの開発、PR活動の強化、地場産業との連携などにより、魅力ある観光の振興に取り組むとともに、地域資源の活用や異業種との交流による地場産業の育成、優良企業の誘致などにより、活力にあふれた産業の振興に取り組む必要があります。

また、中心市街地の利便性等を高め、魅力ある市街地の再生を図ることも必要となっています。

(3) 豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産などの保全

新市は、豊かな自然環境や優れた歴史的・文化的遺産などを有しています。これらは、観光・リゾート資源として重要であるばかりでなく、水源のかん養や大気の保全などの公益的機能を担うとともに、人々に精神的なゆとりを与え、また、我が国の産業近代化の歴史を学ばせてくれる、かけがえのない財産であり、後世の人々に確実に引き継いでいかなければなりません。

このため、豊かな自然環境や優れた文化遺産などの保全に積極的に取り組むとともに、行政と住民や事業者が一体となって、環境への負荷の少ない循環型の社会づくりに取り組む必要があります。

(4) 地域の均衡ある発展

新市を構成する2市2町1村は、豊かな自然環境を背景に、快適な生活環境の整備や観光の振興を図るなど、共通の理念の下にまちづくりを進めてきましたが、新市の面積は広大で、個々の地域には、それぞれの特性があります。地形的にも、平坦地域から山岳地域まで大きな起伏があり、交通の利便性などにも、大きな差異が見られます。

合併の効果を最大限に発揮させ、人々に合併して良かったと実感していただくためには、それぞれの地域の個性を活かしながら、地域の均衡ある発展を図ることが必要です。

このため、住民の利便性や地域間のバランス、新市の財政事情などを考慮しながら、公共施設の配置や公共交通網（広域的な道路）の整備、ITを活用した行政サービスの提供などに取り組むとともに、地域住民の意向を行政に反映させるような

新たな仕組みづくりについても検討する必要があります。

(5) 次代を担う人材の育成と定住対策の強化

近年、足尾町、栗山村などでは、少子高齢化の進行に加えて、若年層の流出が進んでいます。

「人」は、すべての活動の源泉であり、活力と魅力にあふれた地域づくりを進めるためには、豊かな感性や創造性、自立性などに富んだ人材を育てていく必要があります。

このため、一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進や、心豊かでたくましい青少年の育成、ライフステージに対応した多様な学習機会の提供などに取り組むとともに、若者が地域にいつまでも住み続けたいと感じられる魅力や愛着心を育めるよう、下水道や生活道路の整備などの快適な生活環境の整備や、安定的な就労の場の確保、出会いの機会の提供などに努める必要があります。

(6) 行政基盤の強化と住民との協働によるまちづくりの推進

2市2町1村は、合併によって行財政の効率化を図ることが可能となるとはいえ、少子高齢化の進行や長引く景気の低迷、さらには地方交付税、国庫支出金の削減など、依然として、厳しい財政状況に置かれています。

このため、行財政運営の一層の効率化により、行財政基盤の強化に取り組むことが必要となっています。また、住民の“自分たちの地域は自分たちでつくる”という意識の醸成に努めるとともに、住民が主体的に地域を創造していけるよう、住民との協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

第3章 主要指標の見通し

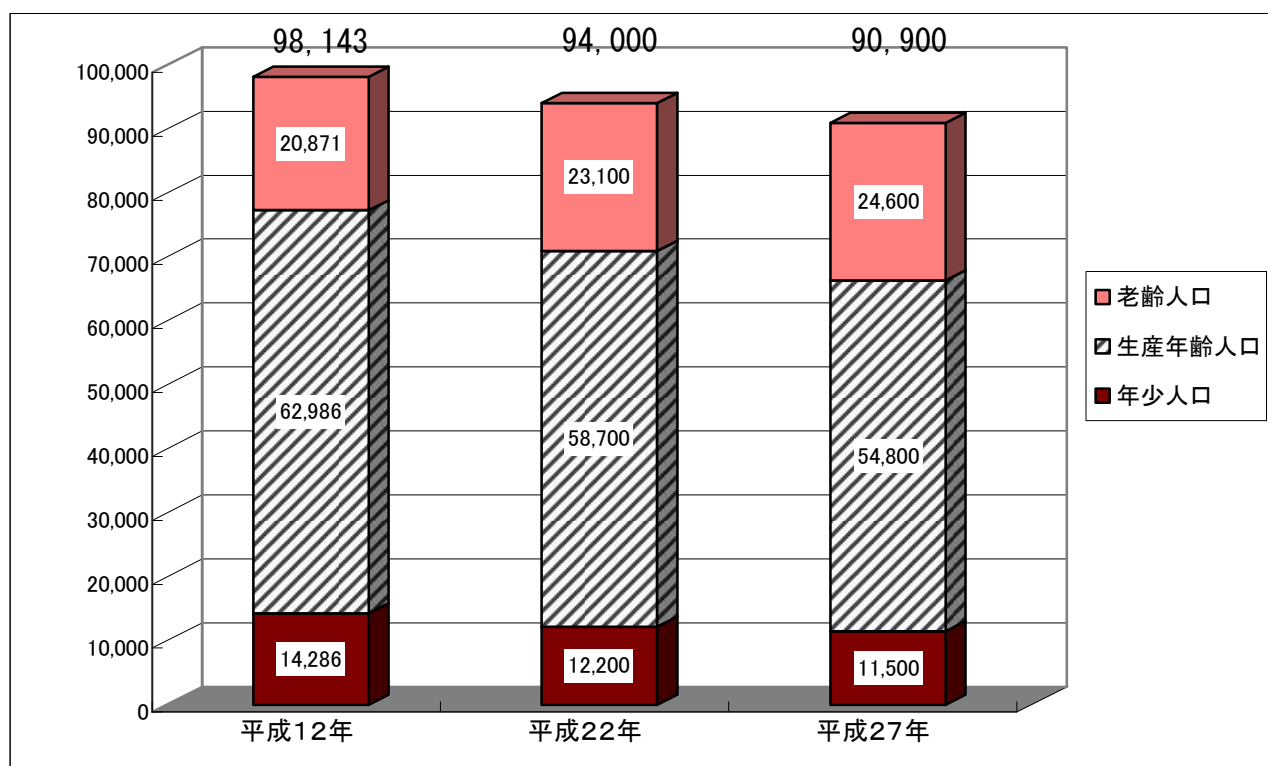
1 新市の人口及び世帯数の見通し

新市の人口及び世帯数を、昭和60年から平成12年までの4回の国勢調査の結果に基づいて予測すると、人口については、平成12年の98,143人から減少傾向で推移し、平成27年には90,900人になるものと推計されます。

その年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が11,500人（構成比12.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が54,800人（同60.3%）、老年人口（65歳以上）が24,600人（同27.0%）と推計されます。

世帯数については、35,680世帯になると推計されます。

図6 新市の人口の見通し



注：人口予測はセンサス変化率法（コーホート法）によります。また、世帯数は、人口と同じく4回の国勢調査結果に基づき回帰式による予測から、よりなだらかな変化を示す値を採用してあります。

表5 新市の人口の見通し

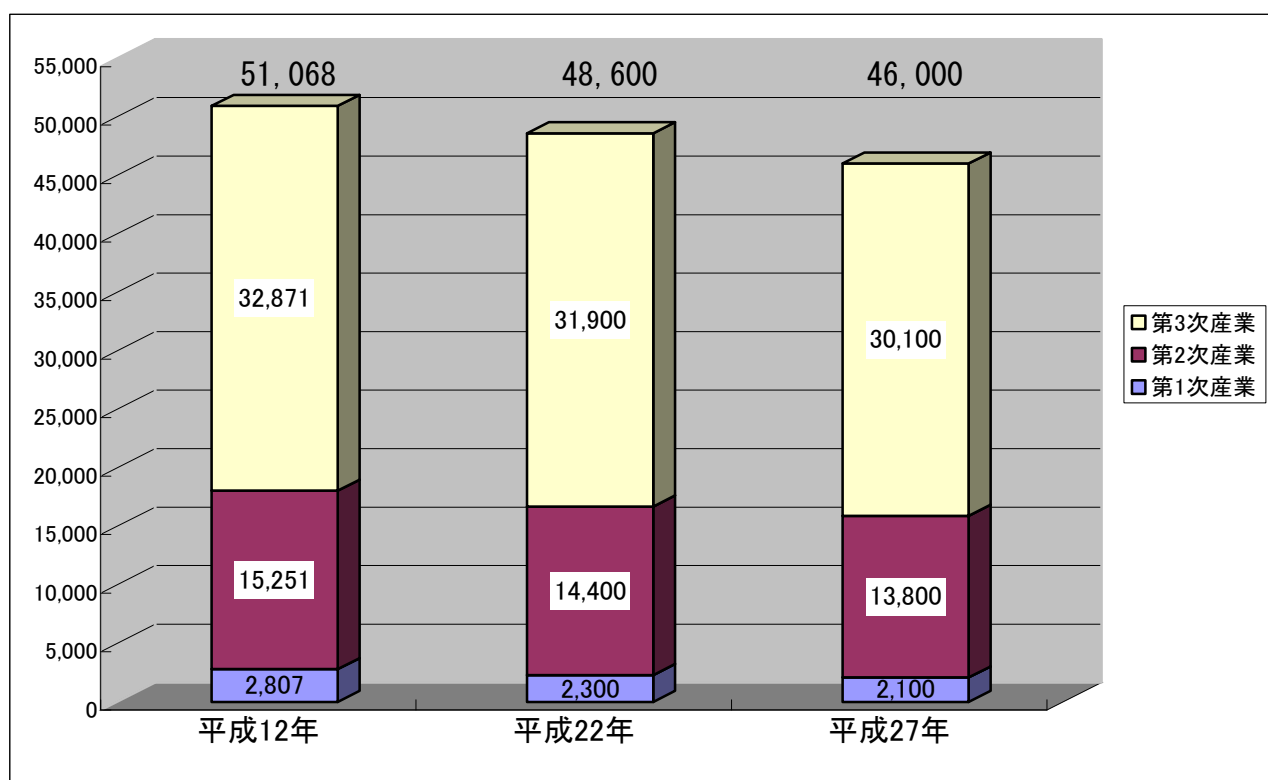
区分	年	平成 12 年	平成 22 年	平成 27 年	比較	
		(2000 年)	(2010 年)	(2015 年)	H22/H12	H27/H12
総人口		98,143 人 (100.0%)	94,000 人 (100.0%)	90,900 人 (100.0%)	95.8%	92.6%
	年少人口 (14 歳以下)	14,286 人 (14.6%)	12,200 人 (13.0%)	11,500 人 (12.7%)	85.4%	80.5%
	生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	62,986 人 (64.2%)	58,700 人 (62.4%)	54,800 人 (60.3%)	93.2%	87.0%
	老年人口 (65 歳以上)	20,871 人 (21.3%)	23,100 人 (24.6%)	24,600 人 (27.0%)	110.7%	117.9%
世帯数		33,684 世帯	35,120 世帯	35,680 世帯	104.3%	105.9%
一世帯あたりの人数		2.91 人	2.68 人	2.55 人	—	—

2 新市の就業人口の見通し

平成27年における新市の就業者数は、少子化の進行を反映して、46,000人と推計されます。

その就業構造については、第一次産業就業者が2,100人、第二次産業就業者が13,800人、第三次産業就業者が30,100人と見込みます。それぞれの構成比は、4.6%、30.0%、65.4%となります。

図7 新市の就業人口の見通し



注：平成12年の就業者総数には、分類不明者を含みます。

就業者総数は、平成12年の対生産年齢人口比に、予測年度の生産年齢人口を掛けて求めてあります。第一産業及び第二次産業人口は、昭和60年から平成12年までの4回の国勢調査結果に基づく回帰式による予測から、よりなだらかな変化を示す値を採用してあります。第三次産業人口は、就業者総数から第一次産業及び第二次産業人口を差し引いて求めてあります。

表6 新市の就業人口の見通し

区分	年	平成 12 年	平成 22 年	平成 27 年	比較	
		(2000 年)	(2010 年)	(2015 年)	H22/H12	H27/H12
	就業者総数 (構成比)	51,068 人 (100.0%)	48,600 人 (100.0%)	46,000 人 (100.0%)	95.2%	90.1%
	第一次産業 (構成比)	2,807 人 (5.5%)	2,300 人 (4.7%)	2,100 人 (4.6%)	81.9%	74.8%
	第二次産業 (構成比)	15,251 人 (29.9%)	14,400 人 (29.6%)	13,800 人 (30.0%)	94.4%	90.5%
	第三次産業 (構成比)	32,871 人 (64.4%)	31,900 人 (65.7%)	30,100 人 (65.4%)	97.0%	91.6%
総人口		98,143 人	94,000 人	90,900 人	—	—
就業率		52.0%	51.7%	50.6%	—	—

第4章 まちづくりの基本方針

1 新市の将来像

新市は、四季折々多彩な姿をみせる山々に抱かれ、門前町、宿場町、温泉保養地、銅山のまち、水源地域などとして発展してまいりました。また、人々の心をひとつにする伝統文化、相互に支えあい、助け合う地域社会など、すばらしい財産もあります。

一方で、交流の多様化、社会の成熟化の中で、新市は「個性」を磨くまちづくりが求められています。自主性や自立性を高め、未来に向けてさらなる飛躍を図っていくためには、豊かな自然条件や歴史的条件などを最大限に活用するとともに、市民一人ひとりがそれぞれの持つ能力を十分に発揮し、市民と行政による協働のまちづくりを進めることが必要です。

また、地域の新たな価値を創造していくためには、自然や歴史と産業が融合したまちづくりが必要となっています。それぞれの地域が持つ特色を活かし補い合うことで、新たな文化や産業が創造され、そこに、地域間競争に打ち勝つ原動力や地域の情報発信力が生まれ、ひいては地域に住む人々の誇りとふるさと意識が醸成され、豊かな未来に向けた自主性や自立性に富んだ自治が実現されます。

このようなことから、新市の将来像を次のように設定します。

四季の彩りに 風薫るひかりの郷

－自然と歴史と産業が響き合う ころ豊かな輝く未来へ－

四季の彩り

日光国立公園の恵まれた自然環境に抱かれた新市は、四季折々多彩な姿の中で市民はもとより訪れる人々がゆとりや、やすらぎを感じられるまちであり、このかけがえのない財産を、次の世代に確実に引き継いでいかなければならないものであることを表しています。

風薫る

高原の^{かえで}楓、豊かな湯けむり、田園の稲穂を揺らす自然の風と、世界遺産に登録された「日光の社寺」や往時をしのぶ杉並木街道、それぞれの地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事などの^{いにしえ}古の風が薫るまちであること。また、交流を風に例え、古くからこの地域が日光街道や会津西街道などで強い結びつきを持っていたこと。さらには、豊かな観光資源や近代日本の^{いしずえ}礎となった足尾銅山を背景に全国各地からこの地を目指し多くの人が集まってきたことなど、いわば、交流の原点であったまちであることを誇りに、国際化や情報化に向けた新しい風を起こしていくことも表しています。

ひかりの郷

日光国立公園の豊かな自然にふりそそぐ太陽の恵みのひかり、これまでそれぞれの地域が培ってきた産業のひかり、すべての人々に幸せをもたらす福祉のひかり、そして、未来に向かって一人ひとりの個性が輝きを放つひかりのまちを表しています。

2 新市のまちづくり基本方針

新市の将来像「四季の彩りに 風薫るひかりの郷」を実現するため、新市の特性や時代の潮流などを踏まえ、次の6つの視点からまちづくりの基本方針を設定します。

(1) 豊かなところと文化を育む

活力と魅力にあふれたまちづくりを推進していくためには、その担い手となる「人」を育てることが重要な要素です。

豊かな感性や自主性、自立性に富んだ人材を育てるため、個性を生かす学校教育をはじめとする生涯学習の充実、こころ豊かでたくましい青少年の育成に取り組むとともに、多様な文化・芸術活動の推進や、歴史的・文化的遺産の継承保存などに努めます。

(2) 健やかでひとにやさしい社会をつくる

少子高齢化が進行する中で、市民だれもが健康で安心して暮らせるよう、子育て支援、高齢者・障害者の自立支援、健康づくりの推進、地域医療体制の充実など、各種の保健福祉施策を推進します。

また、お互いに助け合いながら、住み慣れた地域の中で生き生きと生活できる地域づくりに取り組みます。

(3) 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

社会経済情勢の変化の中で、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るため、地域全体の再生に取り組むことを基本として、豊かな観光資源の活用や地場産業との連携などによる観光産業の活性化をはじめ、地域資源の活用や異業種との交流による地場産業の育成、地域の特色を生かした生産性の高い農林業の振興、恵まれた自然環境などの立地条件を生かした企業の誘致などにより、魅力と活力にあふれた産業の振興を図るとともに、就労支援など、地域雇用の安定に努めます。

(4) 快適で安全な生活環境をつくる

上下水道や生活道路の整備など生活環境の整備を図るとともに、豊かな自然・歴史が身近に感じられる住環境の整備や消防・防災・防犯・交通安全体制の強化、消費者施策の推進に取り組むなど、いつまでも住み続けたいと感じられる快適で安全な生活環境づくりを推進します。

(5) かけがえのない自然環境を守る

豊かな自然環境・景観を保全するため、自然環境保護意識の高揚に努めるとともに、環境学習の充実や環境への負荷の少ない循環型の社会づくり、自主的な環境保全活動の促進に取り組みます。

(6) 市民と行政の協働のまちづくりを進める

行財政改革の推進により、財政基盤の強化を図るとともに、市民活動の推進や開かれた行政運営に努め、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

3 土地利用方針

優れた自然環境の保全を図りながら、新市全体としての均衡ある発展を図るため、市域を市街化ゾーン、観光交流ゾーン、田園農村ゾーン、自然環境保全ゾーンの4つのゾーンに区分し、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

(1) 市街化ゾーン

新市の庁舎が置かれる地域やそれに連担する地域などでは、行政、保健・福祉、教育、商業等の多様な都市機能の集積を図るとともに、基幹的道路や上下水道、公園などの都市基盤・住宅環境の整備を推進し、市民がいきいきと活動し、新市内外の人々で賑わいあふれる「市街化ゾーン」の形成に努めます。

(2) 観光交流ゾーン

日光国立公園の豊かな自然景観、「日光の社寺」などの歴史的・文化的遺産、足尾銅山に象徴される貴重な産業遺産、鬼怒川温泉に代表される数多くの温泉などの観光資源に恵まれた地域では、優れた自然環境と調和を図りながら、それぞれの地域の個性を生かした魅力ある街並み整備や多様な観光ニーズに対応した観光地づくりを推進し、自然や人々との交流により感動や癒しを与える「観光交流ゾーン」の形成に努めます。

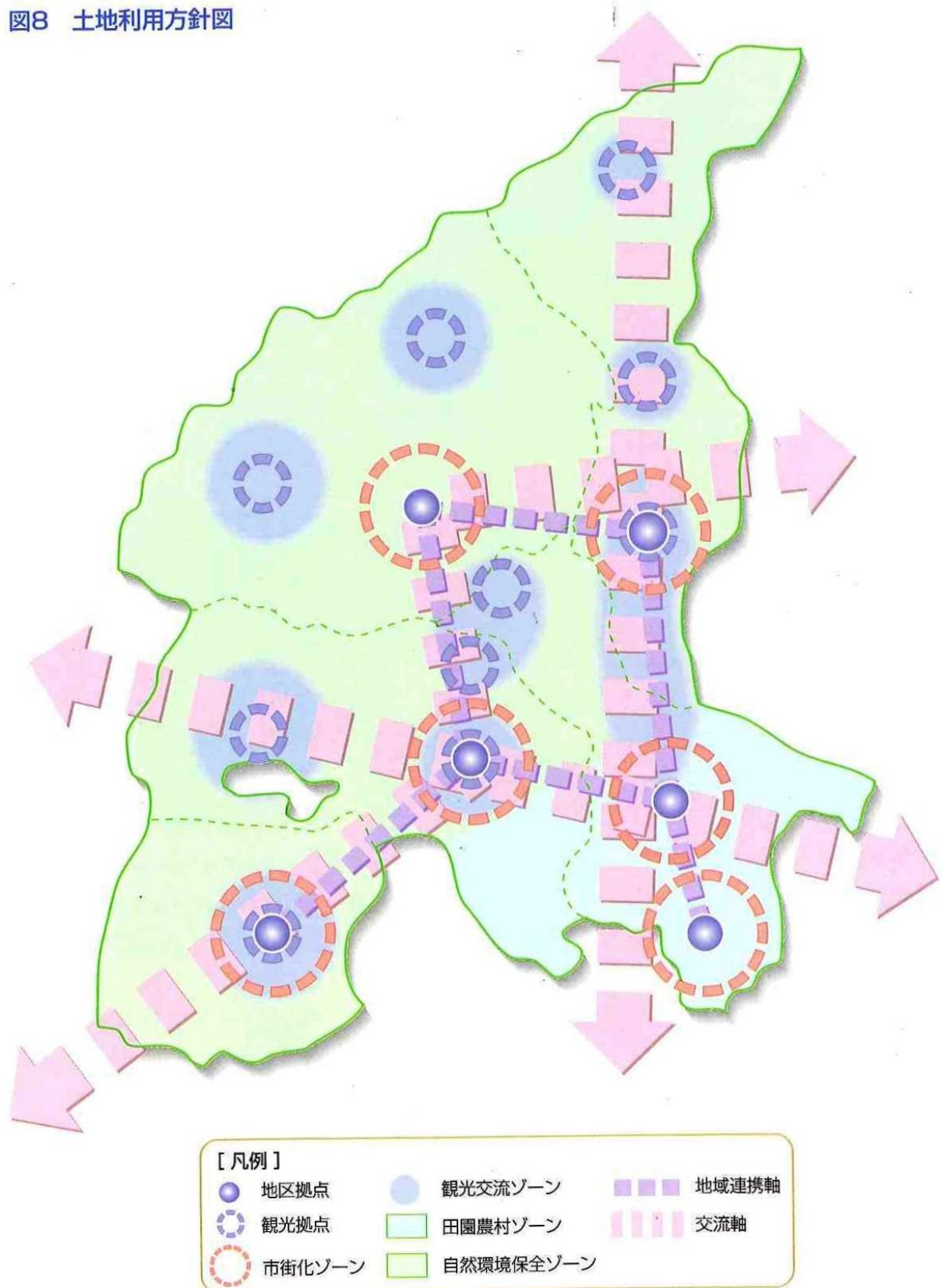
(3) 田園農村ゾーン

平坦・丘陵地を中心に広がる農村地域では、優良農地の保全や農道、農業用排水路、圃場などの基盤整備を推進するとともに、良好な生活環境の整備に取り組み、自然と共生する美しい田園風景を生かした農山村景観の保全に努め、人々にうるおいとやすらぎを与える「田園農村ゾーン」の形成に努めます。

(4) 自然環境保全ゾーン

新市の大部分を占める日光国立公園などの区域については、自然環境・景観の保全に努めるとともに、水源かん養など環境調節機能の維持増進を図るため、計画的な間伐・造林などを通じた森林の維持・造成や、土砂流出防止対策の充実に努める一方、人々が森林・高原の自然を体験できるよう公園施設などの整備を進め、心身ともにやすらぎを感じられる「自然環境保全ゾーン」の形成に努めます。

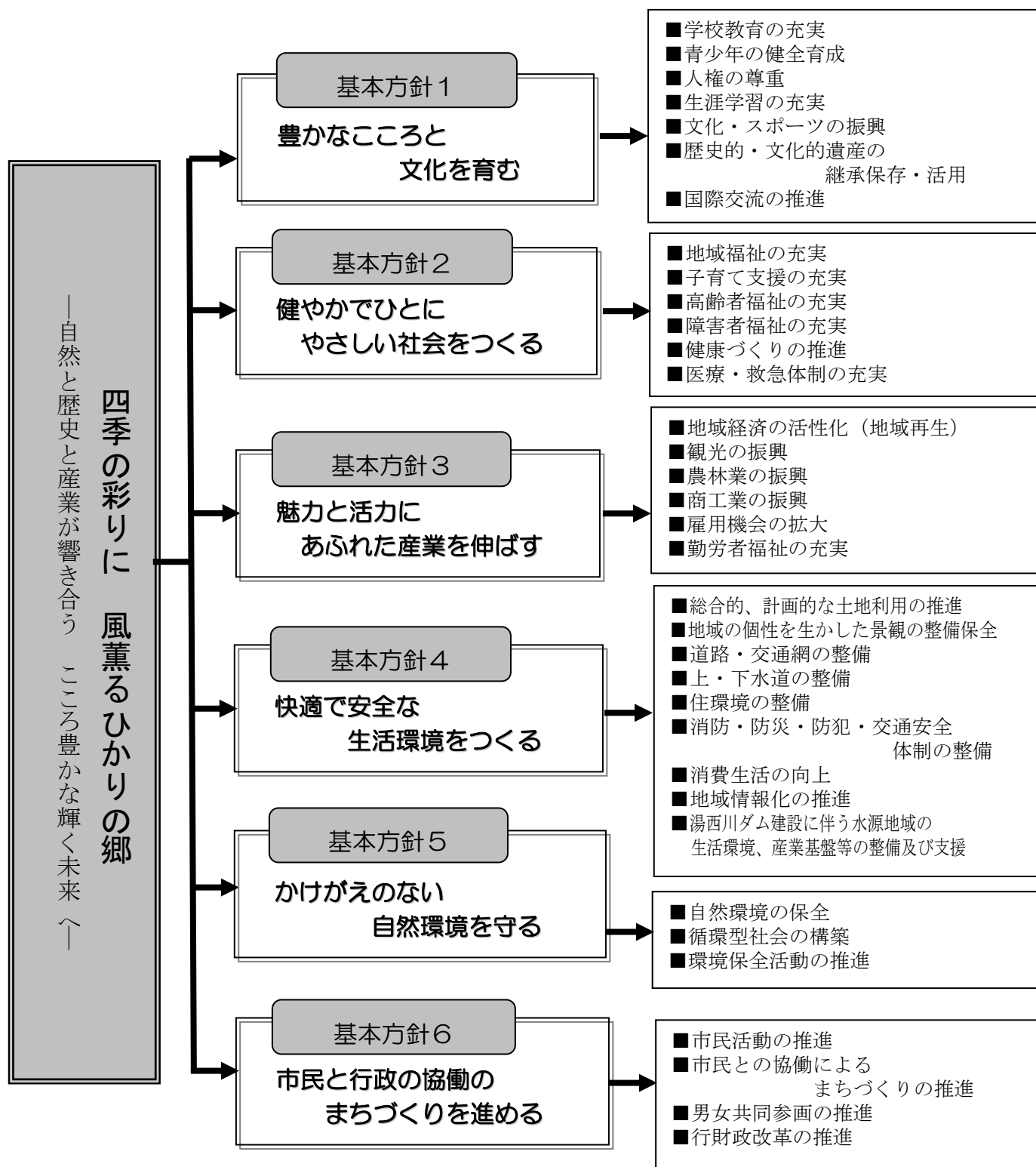
図8 土地利用方針図



第5章 まちづくりの基本施策

新市の将来像「四季の彩りに 風薫るひかりの郷」の実現のため、まちづくりの方針に沿って総合的な施策の展開を図ります。

図9 まちづくりの基本施策の体系



1 豊かなところと文化を育む

■学校教育の充実

自ら学び自ら考える力や豊かな人間性など、「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、国際化や情報化など社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成に努めます。

また、児童生徒の豊かな心や自主性、社会性などを育むため、家庭や地域と連携して、多様な体験活動や交流活動の充実に努めるとともに、いじめやひきこもり、不登校など児童の相談に応じられる相談支援体制の整備充実や適応指導教室^{*}など多様な学びの場の確保に努めます。

さらに、児童生徒がゆとりある環境の中で学ぶことができるよう、今後の児童生徒数の推移を見ながら、通学区域の再編等も視野に入れ、学校の施設や設備の整備充実に努めるとともに、余裕教室の有効利用を図ります。

* 適応指導教室：市町村の教育委員会が不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、学校外の公共施設等において、カウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を組織的、計画的に行う組織をいう。

■青少年の健全育成

家庭や学校、地域社会と連携して、次代を担う青少年の心身ともに健やかな成長を図るため、多様な体験活動や交流活動等の機会を充実するとともに、地域活動やボランティア活動等への参加を促進します。

また、青少年関係団体のリーダー育成や団体相互のネットワーク化を図り、青少年活動の活性化を促進します。

さらに、非行防止に関する啓発や街頭指導などに取り組んだり、少年指導センターなどの相談支援体制を充実するなど、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

■人権の尊重

すべての人々が互いの人権を尊重し、ともに生きる差別のない社会を地域ぐるみで実現するため、学校教育はもとより、様々な機会をとらえて、人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を推進します。

また、人権侵害の未然防止や早期対応を図るため、関係機関との連携による相談支援体制の充実に努めます。

■生涯学習の充実

生涯学習のまちづくりに向け、ライフステージに応じた多様な学習機会や情報の提供をとおして、人づくりに取り組みます。

また、学習成果を地域の中で生かせるよう、自主的な活動やサークル活動を支援するとともに、履修者の登録制度の創設や、団体や個人等のネットワーク化を図ります。

さらに、公民館や図書館などの拠点施設の機能の充実や、それらの施設を核とした*生涯学習ネットワークシステムの整備充実に取り組みます。

* 生涯学習ネットワークシステム：生涯学習情報を蓄積し、市民がいつでも公共端末やFAX・電話などにより生涯学習情報を受け取れる環境のこと。

■文化・スポーツの振興

それぞれの地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事の伝承に努めるとともに、新市における新たな文化を創造するため、優れた芸術文化や歴史的・文化的遺産に触れることができるよう、地域間の文化交流や鑑賞機会の充実、文化施設の整備などに取り組みます。

また、誰もが手軽にスポーツを行えるよう、体育施設の整備充実や学校施設の開放に努めるとともに、スポーツを通じた世代間交流、様々な世代や競技レベルなどに応じたスポーツクラブの育成・支援、イベントの開催などに取り組みます。

さらに、市民の自主的な文化・芸術活動やスポーツ活動を促進するため、情報や施設の提供など、文化・スポーツ団体に対する支援の充実に努めます。

■歴史的・文化的遺産の継承保存・活用

世界遺産に登録された「日光の社寺」や国の特別史跡・特別天然記念物である「日光杉並木街道」などの指定文化財や、各地に点在するさまざまな民俗文化財などを後世に引き継いでいくため、保存修理や防災対策など、関係機関と連携した保護対策に取り組むとともに、保護や伝承に関する意識の高揚を図ります。

また、これらの歴史的・文化的遺産は地域の貴重な観光資源でもあることから、インターネットなどを活用した情報の提供に努めます。

■国際交流の推進

広く国際的な視野を備えた国際観光都市にふさわしい人材育成を図るため、国際交流員や外国語指導助手の活用などにより国際理解に向けた教育を充実するとともに、

青少年の海外派遣や姉妹都市等との交流などを通じた国際感覚の醸成や、定住外国人との交流による異文化に対する理解の促進に努めます。

また、観光で訪れる外国人や在住外国人の利便性の向上を図るため、各種案内の外国語併記による情報の提供や通訳ボランティアの育成などに努めます。

【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■学校教育の充実	個性を伸ばす教育推進事業	総合的な学習の推進
		不登校児童等への指導
		職員の資質向上と補助教員の配置
	小中学校等施設・設備整備事業	小中学校改修事業
		耐震化事業
		学校体育施設整備事業
		余裕教室の有効利用
		情報教育推進事業
■青少年の健全育成	青少年健全育成推進事業	自然体験・ボランティア体験機会の提供
		指導者・青少年団体等の養成研修会事業
	少年指導センター活動推進事業	街頭巡回指導
■人権の尊重	人権教育推進事業	人権教育・啓発活動の推進
■生涯学習の充実	生涯学習施設・推進体制の充実	公民館施設・設備の整備・充実
		図書館施設・設備の整備・充実
		生涯学習ネットワークシステムの整備・充実
		人材バンクシステムの整備・充実
		図書館ネットワークシステム整備事業
	生涯学習推進事業	生涯学習指導者養成
		生涯学習情報誌の発刊
		生涯学習講演会・イベントの開催

【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■文化・スポーツの振興	郷土芸能等伝承事業	郷土芸能や伝統行事の伝承
		伝承者・後継者の育成・支援
	文化・スポーツ施設整備事業	社会体育施設整備事業
		文化活動施設等整備事業
	文化・スポーツ活動推進事業	芸術文化に接する機会の創出
		指導者養成研修会等の開催
		文化・スポーツ交流イベントの開催
		総合型地域スポーツクラブの育成事業
		文化協会活動支援事業
■歴史的・文化的遺産の継承保存・活用	文化財等保護事業	文化財等保存修理事業
		文化財等防災対策事業
■国際交流の推進	国際性豊かな人づくり推進事業	海外派遣事業
		在住外国人交流事業
		国際交流員・外国語指導助手活用事業
		各種講座の開催・情報提供
	国際化に対応した地域づくり推進事業	外国語による情報提供事業
		通訳ボランティア育成事業

2 健やかでひとにやさしい社会をつくる

■地域福祉の充実

すべての人々が、住み慣れた地域社会において、相互に支えあいながら安心して生活できるよう、市民参加の下に地域福祉計画を作成し、市民と行政の協働により多様なサービスが総合的に提供できるよう、計画の着実な推進を図ります。

また、地域福祉の拠点となる保健・福祉センターの機能充実とともに、保健・医療・福祉の総合的な連携体制の強化に努めます。

さらに、^{*}地域ケアシステムを充実させるため、社会福祉協議会の体制強化や福祉ボランティアの養成・ネットワーク化を図り、地域福祉の一翼を担う民間福祉活動の基盤強化を促進します。

* 地域ケアシステム：地域の保健医療機関、ボランティア、NPOをはじめとした福祉団体等と行政が連携を図り、高齢者や障害者を地域社会全体で支える仕組みをいう。

■子育て支援の充実

安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て支援センターの設置など子育てに関する相談支援体制の充実に努めるとともに、小学校3年生までの児童の医療費を無料化するなど経済的負担の軽減を図ります。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育など多様な保育サービスや幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブの充実などに努めます。

さらに、児童虐待などの未然防止と早期対応を図るため、民生・児童委員を中心とした地域における相談支援体制の強化や関係機関相互の連携強化などに取り組みます。

■高齢者福祉の充実

いつまでも心豊かな生活を送れるよう、学習機会や就労機会の確保、多様な社会活動への参加促進など、高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、ひとり暮らしの高齢者などが住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護予防のための健康相談や保健指導の充実、在宅介護支援センターを中心とした地域ケアシステムの整備充実などに努めます。

また、介護を必要とする高齢者が、ホームヘルプサービス、デイサービス等の在宅サービスや特別養護老人ホーム等での施設サービスなど、質の高い介護サービスを受けられるよう、供給基盤の充実をはじめ、適切な要介護認定の確保や各種情報の提供、介護事業者に対する研修の実施など、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

■障害者福祉の充実

障害者の自立と社会参加を実現できるよう、就労機会の拡大や文化・スポーツ活動の振興などを図ります。

また、援助を必要とする障害者が地域で生活できるよう、^{*}デイサービスセンターや^{*}グループホームなどの整備促進、療育指導・相談支援事業などの充実や、関係機関の連携による地域ケアシステムの整備充実に努めます。

さらに、援助を必要とする障害者が質の高い福祉サービスを受けられるよう、各種情報の提供や事業者に対する指導など、^{*}支援費制度の適切な運営に努めます。

- * デイサービスセンター：在宅の障害者が、入浴や食事、創作的活動、日常の機能訓練などのサービスの提供を受ける施設をいう。
- * グループホーム：知的障害者や精神障害者が、地域社会で自立した生活を営むため、同居あるいは近隣に居住する世話人から日常生活での援助を受けながら、共同生活をするための場所。アパート等を借り上げる場合もある。
- * 支援費制度：障害者福祉サービスの利用に際し、行政がサービスの利用者を特定しサービス内容まで決定する制度（措置制度）に対し、利用者がサービス提供事業者を選択し、契約によりサービスを受ける仕組みをいう。

■健康づくりの推進

生涯を通して健康に生活できるよう、バランスの取れた食事や適度な運動など、健康づくりに関する意識啓発を推進するとともに、健康診査や健康相談・教育、保健指導を充実するなど、市民の健康を支える環境整備を図ります。

また、保健師などの確保や資質の向上、保健・福祉センター等の連携強化をとおして、健康づくり拠点施設の充実に努めます。

■医療・救急体制の充実

すべての市民が安心して良質な医療を受けられるよう、また、観光に訪れた人々の急な疾病などにも的確に対応できるよう、拠点的な医療機関を中心とした地域医療体制の充実に努めるとともに、診療所や病院等との連携強化などにより、高度医療や救急医療体制の確保に努めます。

また、へき地などにおける診療所の運営や巡回診療の実施など、へき地医療の確保に努めます。

さらに、救急救命士の養成や高規格救急自動車の整備など、^{*}救急救命体制の充実強化に努めます。

＊ 高規格救急車：救急救命士の資格を持つ救急隊員が、高度な応急処置を行うために有効な室内空間を確保し、必要な救急資機材を装備した救急車のこと

【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■ 地域福祉の充実	地域福祉計画策定事業	地域福祉計画策定事業
	地域福祉活動基盤強化事業	保健・福祉センターの機能充実
		社会福祉協議会体制強化事業
	地域ケア体制の充実	保健・医療・福祉連携推進事業
		NPO・ボランティア団体等の育成・支援事業
		地域福祉ネットワーク整備事業
■ 子育て支援の充実	子育て支援推進事業	子育て支援センターの設置
		家庭児童相談室の充実
		ひとり親家庭支援事業
		乳幼児医療費助成事業の充実
	多様な保育サービス等の充実	保育施設の整備・充実
		各種保育サービスの充実
		放課後児童クラブ事業
■ 高齢者福祉の充実	高齢者生きがい対策事業	老人クラブ活動の支援
		シルバー人材センターの機能強化
		高齢者教室の充実
	高齢者福祉サービスの充実	高齢者福祉施設整備支援事業
		在宅介護支援センターの拡充
		単身高齢者対策（訪問介護の充実等）の推進
■ 障害者福祉の充実	障害者の社会参加促進事業	障害者の雇用促進事業
		バリアフリー化の推進
		障害者の文化・スポーツ活動の充実
	障害者福祉推進事業	在宅福祉サービスの充実
		障害者福祉施設整備支援事業

【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■健康づくりの推進	心と体の健康づくり事業	予防医療・診断（健康診査、がん検診等）の充実
		生活習慣病予防事業
		健康相談・教育の充実
		訪問指導事業
	健康づくり拠点施設の充実	保健・福祉センター等の連携強化
		保健師等の確保・資質向上
■医療・救急体制の充実	地域医療体制の充実	拠点的な医療機関の機能充実
		へき地医療の確保
		救急医療体制の確保
	救急救命体制の強化・充実	高規格救急自動車整備事業
		救急救命士の養成

3 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

■地域経済の活性化（地域再生）

社会経済情勢の変化の中で、地域産業の振興とコミュニティの活性化、さらには新たな地域雇用の創出等、地域全体の再生を図るため、地域住民や関係機関・団体などと連携しながら、それぞれの地域が有する多様な資源を有効に活用して、地域再生計画等に基づき、各種事業を積極的に推進します。

■観光の振興

世界に類のない日光国立公園の豊かな自然環境、「日光の社寺」や「杉並木街道」などの歴史的・文化的遺産、足尾銅山に象徴される貴重な産業遺産、各地に湧出する温泉資源など、豊富で多彩な観光資源の知名度を活かし、国際観光地域として効果的なPRに努め、よりグレードの高い観光地づくりを推進します。

また、近年の旅行形態や観光ニーズに対応した新たな観光コースの設定や、農林業体験活動など体験・交流プログラムの開発、通訳ボランティアの育成などによる外国人観光客の受け入れ態勢の整備など、観光客の増加を図ります。

さらに、観光案内板の設置や公共施設での観光情報の提供など、観光案内の充実とともに、観光客が立ち寄りたくなるような休憩所機能や、情報提供機能を備えた拠点施設の整備に努めます。

■農林業の振興

地域の特色を生かした生産性の高い農林業の振興を図るため、新規就業者の確保など農林業の担い手育成や農林業経営の安定化を図るとともに、農地の利用集積などによる経営基盤の強化、圃場、農道、林道の整備など農林業生産基盤の整備、消費者ニーズに対応した新たな地域特産品の開発などに取り組みます。

また、学校給食や旅館業などにおける地産地消^{*}の推進や地元産材の需要拡大を図るとともに、効率的で安定的な加工・流通・販売体制の確立を支援します。

さらに、農業公社や森林組合の体制強化を支援し、農林業の担い手としての機能の充実とともに、公益的機能を有する農地や森林の保全を図ります。

併せて、サルやシカなどによる被害を防止するため、電気柵や防護ネットの設置など有害鳥獣対策の充実に努めます。

* 地産地消：地元で生産したものを地元で消費すること。

■商工業の振興

時代の変化に柔軟に対応できる商工業の振興を図るため、地域の特色を生かした地場製品の開発や販路の拡大、^{*}異業種交流の促進などによる地場産業の振興を支援するとともに、恵まれた自然環境などの立地条件を生かした大日光（轟）工業団地などへの企業誘致に努めます。

また、市民はもとより、観光客なども誘引できる魅力ある商店街を形成するため、空き店舗対策や駐車場の整備、イベントの開催などにより、既成市街地の活性化を図ります。

さらに、商工業者の経営基盤の強化や経営の安定、新たな事業展開などを支援するため、商工会議所などと連携して制度融資を充実するなど、支援体制の充実強化に取り組みます。

* 異業種交流：異なる業種の企業や事業主が集まり、技術や情報の交換を行い交流を深めること。

■雇用機会の拡大

地域における雇用機会の拡大を図るため、企業誘致などにより新たな雇用の場の確保に努めるとともに、ハローワークと連携して就職情報の提供に努めます。

また、シルバー人材センターの体制を強化し、高齢者の雇用の場の拡大に努めます。

■勤労者福祉の充実

勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、労働時間の短縮の促進や育児・介護休業制度の普及定着などによる労働環境の整備促進に努めるとともに、各種の啓発活動の推進や、勤労者住宅資金、育児・介護休業資金等の各種貸付制度の充実を図ります。

また、勤労青少年ホームや働く婦人の家の利用促進と活動内容の充実に努めます。

【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■地域経済の活性化 (地域再生)	地域再生事業	地域再生計画等に基づく事業（遊休施設の有効活用、既成市街地や観光施設間の導線・景観の改善、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化など）
■観光の振興	観光振興事業	観光ネットワーク化推進事業
		体験・交流プログラム開発事業
		観光・イベントのPR強化
		各種イベントの開催
		観光協会育成事業
	観光拠点施設整備事業	観光拠点施設（案内所・駐車場・物産店等）整備事業
■農林業の振興	農林業担い手育成事業	サイン計画策定事業
		農業後継者・認定農業者育成事業
		日光地区農業公社運営支援事業
	生産基盤整備促進事業	森林組合経営基盤強化事業
		圃場整備事業
		農道整備・かんがい排水事業
		農林業経営振興事業
		林道整備事業
	有害鳥獣対策事業	電気柵・防護ネット設置事業
	加工・流通対策強化事業	特産振興対策事業
		日光材ブランド化推進事業
		地産地消推進事業
■商工業の振興	商工業振興事業	市街地活性化対策事業
		地場産業振興事業
		異業種交流促進事業
		企業誘致促進事業
		商工会議所等体制強化事業
	中小企業活性化支援事業	経営基盤強化対策事業
		起業家支援事業

【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■雇用機会の拡大	雇用の場の確保	企業誘致促進事業（再掲）
		シルバー人材センターの機能強化（再掲）
		就職情報の提供
■勤労者福祉の充実	勤労者福利厚生事業	各種融資制度（住宅資金融資制度など）の充実
		勤労青少年ホーム事業
		働く婦人の家事業

4 快適で安全な生活環境をつくる

■総合的、計画的な土地利用の推進

優れた自然環境の保全を図りながら、快適で安全な生活環境を整備するため、自然との共生・調和を基調に土地利用計画を作成し、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

■地域の個性を生かした景観の整備保全

賑わいの場としての既成市街地では、それぞれの地域の特性を生かした建築物等の景観、舗道の質や色彩等に配慮しながら区画整理や街路整備を進めるなど、魅力ある街並みの整備を図るとともに、農山村地域においては、水辺空間の整備や棚田の保全等、美しい農山村景観の保全に努めるなど、市民とともに地域の個性を生かした景観の整備保全に取り組みます。

■道路・交通網の整備

市民生活の利便性向上や経済活動の活性化、観光の振興など、活力ある地域づくりを促進するため、地域の特性や発展の方向などを踏まえ、国道や県道の整備計画と連動した総合的な道路・交通網の整備計画を作成し、基幹的な地域間の連絡道路や日常生活に密着した生活道路の整備に取り組むとともに、観光シーズン等における交通渋滞の緩和を図り、市民生活での円滑な移動を確保するため、道路情報の提供や駐車場の整備などに努めます。

また、鉄道を利用した観光のスタートポイントとなる各地の駅前広場の再整備や休憩所機能、情報提供機能等を備えた拠点施設の整備に努めます。

さらに、観光客や市民の移動手段を確保するため、生活路線バスの効率的な運行を図るとともに、関係機関と連携し、「野岩鉄道」・「わたらせ渓谷鐵道」の利用促進と利便性の向上に努めます。

■上・下水道の整備

安全な水道水を全域に安定的に供給するため、上水道施設や簡易水道施設等の整備により未給水区域の解消に努めるとともに、老朽化の進む水道施設については、施設の改修に併せて、耐震化など施設の近代化を図ります。

また、生活排水などの適正処理による快適で清潔な生活環境づくりや公共水域の水質保全などを図るため、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、下水道施設の

整備が困難な地域では、し尿の衛生的かつ安定的な処理の確保に努めながら、浄化槽の設置を促進します。

■住環境の整備

誰もが快適で安全な生活ができるよう、庁舎や道路、公園等の公共施設のバリアフリー化を推めるなど、^{*}ユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組みます。

また、老朽化の進んでいる公営住宅の建替・改築にあたっては、^{*}シルバーハウジングなどの整備を図るとともに、若者の定住を促進するため、質の高い公営住宅の計画的な整備を図ります。

さらに、地域の特性を生かしながら身近な公園や水辺空間の整備を進めるなど、憩いと安らぎの場の創出を図ります。

^{*} ユニバーサルデザイン：年齢や身体的な障害を越えて誰もが利用できるように、製品や建物、空間をデザインしようとするもの。

^{*} シルバーハウジング：高齢者が地域社会で自立した安全かつ快適な生活を営むことができるように、高齢期の生活特性に応じた仕様・設備や、日常生活支援サービスの提供を配備した公的賃貸住宅

■消防・防災・防犯・交通安全体制の整備

安全で安心して暮らせる生活環境を確保するため、治山・治水・砂防対策を着実に推進するとともに、災害に迅速かつ的確に対応できるよう、地域防災計画を作成し、総合的な消防・防災体制の整備を図ります。

特に、合併により統合される3つの消防本部組織については、消防緊急通信指令システムの早期統合に努めるとともに、消防活動の中核となる無線通信が管内全域を網羅できるよう中継基地を整備し、併せて、消防・救急無線のデジタル化を図ります。また、消防設備の高度化や防災拠点の整備を進めるとともに、防災行政無線の整備、防災意識の啓発、消防団員の確保、自主防災組織の育成などを図り、地域の防災力の充実強化に努めます。

さらに、交通安全思想の普及啓発や交通マナーの向上、地域レベルの交通安全運動の促進など、交通安全対策の充実を図るとともに、関係機関との連携や自主防犯活動への支援、防犯灯の設置などにより、犯罪のない明るい地域づくりに努めます。

■消費生活の向上

すべての市民が、自立した消費者として安心して豊かな消費生活をおくることができるよう、消費生活センターを中心とした消費生活に係わる情報の提供や意識の啓発

に取り組むとともに、消費生活相談機能を充実し、消費者トラブルの未然防止と拡大防止に努めます。

■地域情報化の推進

地域情報化の主役である市民や企業が情報通信技術を活用し、様々な利便性を享受できるよう、行政手続の電子化やITを活用したコミュニティづくりなどを推進するとともに、地域情報ネットワーク基盤の整備を促進します。

■湯西川ダム建設に伴う水源地域の生活環境、産業基盤等の整備及び支援

湯西川ダム建設に伴い、水没等生活基盤が著しく変化する地域については、^{*}水源地域対策特別措置法などに基づき、生活環境や産業基盤の整備を推進し、生活再建を図ります。

* 水源地域対策特別措置法：水源地域の生活環境、産業基盤等を計画的に整備し、併せてダム貯水池の水質汚濁の防止等により、水源地域住民の生活の安定と福祉の向上を図り、これらを通じてダムなどの建設を促進し、水資源の開発と保全に寄与することを目的とする法律

【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■総合的、計画的な土地利用の推進	土地利用計画等策定事業	土地利用計画の策定
		地籍調査事業
		都市計画マスタープランの策定
■地域の個性を生かした景観の整備保全	街並み景観整備事業	街並み景観整備事業
		農山村景観保全事業
■道路・交通網の整備	道路等整備事業	市道新設・改良事業
		橋りょう整備事業
		都市計画道路整備事業
	公共交通機関の利用促進	わたらせ渓谷鐵道・野岩鐵道の利用促進
		生活路線バス運行事業
■上・下水道の整備	上水道整備事業	上水道整備事業
		簡易水道等整備事業
	下水道整備事業	公共下水道整備事業
		浄化槽設置促進事業

【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■住環境の整備	住環境整備事業	市営住宅整備事業
		シルバーハウジング推進事業
		土地区画整理事業
		公園等整備事業
		分譲地対策事業
		温泉給湯事業
■消防・防災・防犯・交通安全体制の整備	消防・防災体制整備事業	防災計画の策定
		消防施設・設備の整備・充実
		河川改修事業
		自主防災組織育成事業
	防犯・交通安全対策事業	防犯施設（防犯灯等）の整備
		交通安全施設整備事業
■消費生活の向上	消費者自立支援事業	消費者への情報提供・啓発の充実
		消費生活相談機能の充実
■地域情報化の推進	地域情報化推進事業	地域情報化計画策定事業
		電子自治体推進事業
■湯西川ダム建設に伴う水源地域の生活環境、産業基盤等の整備及び支援	湯西川ダム水源地域整備計画の推進	水源地域特別対策措置法等に基づく事業

5 かけがえのない自然環境を守る

■自然環境の保全

日光国立公園などの豊かな自然環境を保全するため、自然環境保護意識の高揚に努めるとともに、河川や湖沼の水質浄化、交通規制等による大気保全や人々が身近に親しむことができる自然公園内の施設の整備、野生鳥獣の保護管理に取り組みます。

また、森林組合と連携して間伐や造林などの計画的な施業に取り組み、森林の維持・造成に努めるとともに、人々に潤いとやすらぎを与えてくれる平地林や棚田などの保全対策に努めます。

■循環型社会の構築

身近な自然はもとより、地球環境にやさしい循環型社会の構築に向けて、市民や事業者に対する意識の啓発を図りながら、廃棄物の減量化や再利用、リサイクルを促進します。

また、一般廃棄物について処理の適正化を図るため、ダイオキシン対策など環境に十分配慮した廃棄物処理施設等の整備とともに、関係機関と連携した廃棄物の不法投棄防止対策の推進に取り組みます。

■環境保全活動の推進

家庭や学校、事業所など、地域全体で環境保全に向けた取組を進められるよう、環境保全に関する多様な広報啓発活動を推進するとともに、環境学習や自然とのふれあい活動などの充実を図ります。

また、再生紙の使用や電気使用量の削減、地球温暖化防止のための行動計画の作成など、行政が率先して環境保全に向けた取組を推進します。

さらに、太陽光発電や水力、風力の活用など、新エネルギーの導入を促進します。

【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■自然環境の保全	自然環境保全対策事業	緑化対策事業
		自然公園等施設整備事業
		自然環境保全思想の普及啓発事業
■循環型社会の構築	循環型社会の仕組みづくり推進事業	ごみの減量化・分別収集の推進
		リサイクルの推進・支援
	廃棄物対策事業	ごみ処理施設の整備
		焼却灰適正処理事業
		不法投棄防止活動の推進
■環境保全活動の推進	環境保全活動推進事業	環境学習の推進
		地球温暖化防止のための行動計画の策定
	新エネルギー導入促進事業	太陽光発電設備整備促進事業
		新エネルギー利活用調査研究

6 市民と行政の協働のまちづくりを進める

■市民活動の推進

市民の多様な社会参加を促進するため、コミュニティ活動の拠点として、また、誰もが気軽に集える交流の場として、コミュニティセンターの整備充実を図るとともに、市民が主体となった地域づくりを進めるためのリーダー養成や世代間の交流機会の充実に努めます。

また、各種の情報提供や活動スペースの提供など、ボランティアやNPO活動に対する支援の充実とともに、関係機関・団体の連携促進を図ります。

■市民との協働によるまちづくりの推進

市民と各種の情報を共有し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、積極的な情報公開やパブリックコメント^{*}制度など、市民の意見を市政に反映させる公聴制度の充実に努めるとともに、住民自治の強化を図る条例の制定などをおして、まちづくりへの一層の市民参加の促進と公正で透明性の高い行政運営を図ります。

また、市民の主体的な活動を積極的に支援し、行政サービスの提供など各種の業務委託に当たってNPO法人等への委託についても積極的に進めるなど、市民やNPOなどと行政の新たな協力関係を築いていきます。

* パブリックコメント制度：行政機関による規制や計画の設定・改廃に当り、原案を公表して事前に市民から意見や情報提供を求める制度。

■男女共同参画の推進

男女が社会のあらゆる分野で、共に責任を担いながら、個性や能力を十分発揮することができる社会の実現を図るため、男女共同参画計画を作成し、意識啓発や各種審議会等への女性の積極的な登用などに努めるとともに、条例の制定などをおして、男女共同参画に関する意識の定着を図ります。

■行財政改革の推進

市町村合併の効果を発揮し、効率的な行財政運営が図れるよう、時代の変化に柔軟に対応できる行政組織の再構築と適正な人員配置、効果的な研修による職員の資質向上などに取り組むとともに、各種申請・届出など、行政手続の電子化や事務の簡素化、効率化を図ります。

また、計画的な定員管理や、事務事業の適切な評価と検証を基本とした行政評価システムの導入などにより、健全な財政運営を図ります。

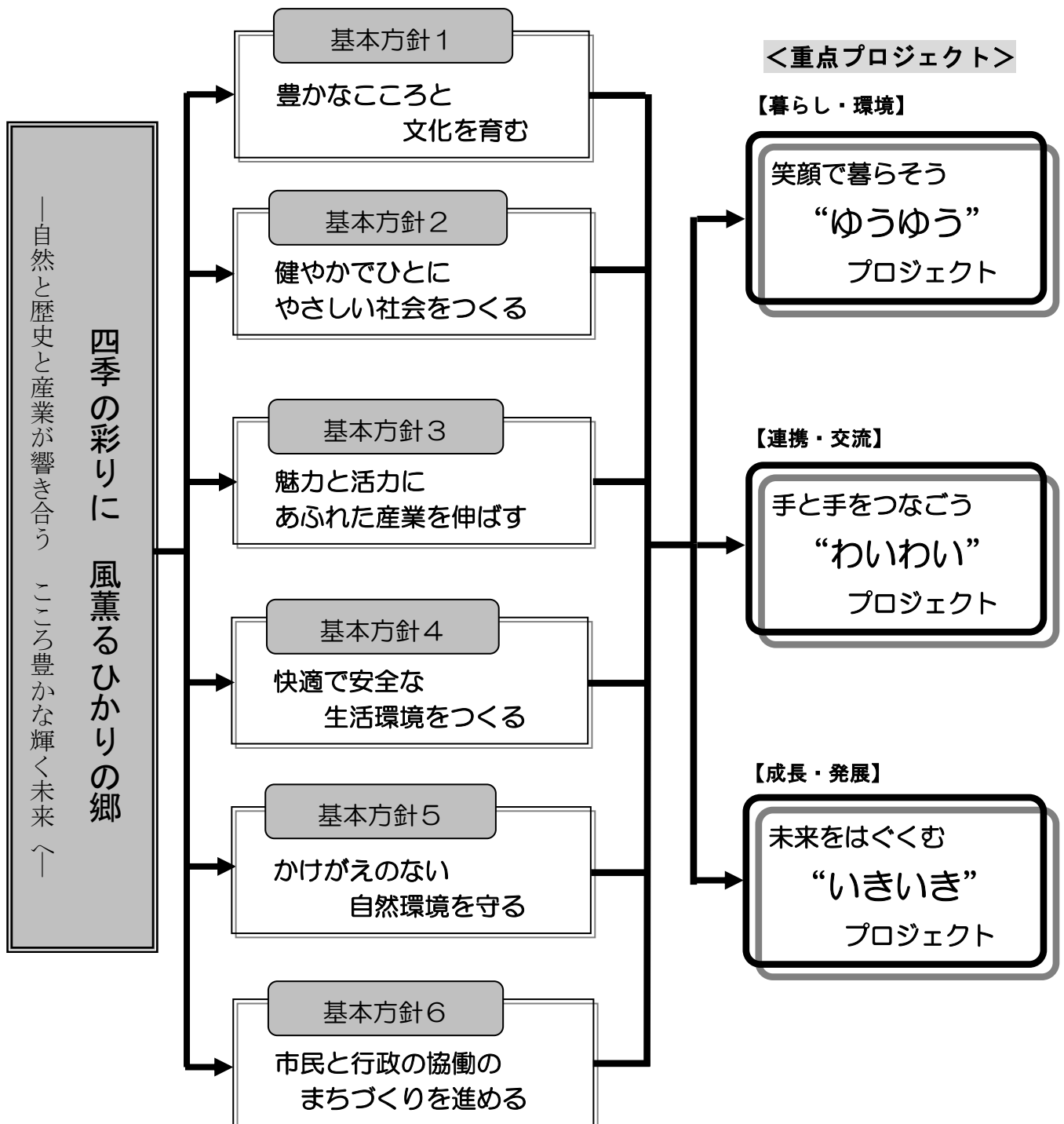
【主な施策の概要】

施策名	主要事業	具体的な取組
■ 市民活動の推進	市民活動推進事業	地域づくり・まちづくりのリーダー養成
		人材バンクの創設
		NPO・ボランティア団体等の支援育成・交流促進
	市民活動拠点施設整備事業	市民活動拠点施設の整備充実
		コミュニティ施設の整備
■ 市民との協働によるまちづくりの推進	協働によるまちづくり推進事業	情報公開制度の充実
		パブリックコメント制度の導入
■ 男女共同参画の推進	男女共同参画社会推進事業	男女共同参画社会セミナーの開催
		男女共同参画社会啓発活動の推進
■ 行財政改革の推進	行財政改革の推進	行政改革大綱の策定
		定員適正化計画の策定
		行政評価システムの導入
		行政情報ネットワークシステムの構築
		庁舎等整備事業

第6章 重点プロジェクト

新市のめざす将来像「四季の彩りに 風薫るひかりの郷」を実現するうえで、特に重点的に取り組むべき課題に対応するため、3つの重点プロジェクトを設定し、各種施策を総合的、戦略的に推進していきます。

図10 重点プロジェクト



【暮らし・環境】

1 笑顔で暮らそう“ゆうゆう”プロジェクト

新市の豊かな自然環境は、四季折々に多彩な姿を見せ、人々にゆとりややすらぎ、感動を与えてくれるかけがえのない財産です。

新市のまちづくりにおいては、急速に少子高齢化が進行する中、すべての市民が住み慣れた環境の下で、安心かつ快適に生活することができるよう、保健・医療・福祉の連携と地域の相互扶助とを基本とした保健・医療・福祉サービスの充実や、歴史的・文化的遺産や自然環境・景観の保全などに取り組みます。

(1) 地域ケアシステムの充実

【主な取組】

- ・保健・医療・福祉の連携による総合的な福祉サービスの充実
- ・保健・福祉センターや在宅介護支援センターなどを拠点とした地域ケアシステム、地域における相互扶助システムの確立
- ・高齢者福祉施設や介護保険施設などの整備充実
- ・福祉ボランティアなどの育成と活動支援

(2) 子育て環境づくりの総合的な推進

【主な取組】

- ・子育て支援センターの設置など、子育てに関する相談支援体制の充実
- ・延長保育や休日保育、病後児保育など多様な保育サービスの充実、放課後児童クラブの設置促進
- ・乳幼児健診や妊産婦検診など母子保健対策の充実
- ・子育てと仕事の両立を可能にする職場環境の整備促進
- ・乳幼児・児童医療費や不妊治療費に対する助成

(3) 地域医療体制の確保

【主な取組】

- ・かかりつけ医と専門的な機能を持つ病院が連携する仕組みづくり
- ・在宅医療を支援するためのシステムづくりの推進
- ・輪番制による休日や夜間における小児救急医療の確保
- ・救急医療体制や小児医療体制、脳卒中の早期治療体制の充実など拠点的な医療機関

の機能充実

- ・へき地診療所の運営や巡回診療の実施

(4) 歴史的・文化的遺産、自然環境・景観の保全

【主な取組】

- ・「日光の社寺」「日光杉並木街道」など歴史的・文化的遺産の保全
- ・郷土芸能や伝統行事の伝承
- ・自然と調和した周遊道など自然公園施設の整備
- ・緑化対策事業の充実
- ・地域の歴史や景観と調和した街並み整備
- ・棚田の保全など美しい農山村景観の保全
- ・環境保護ボランティアの育成と活動推進

【連携・交流】

2 手と手をつなごう“わいわい”プロジェクト

多様な交流の推進は、地域間や世代間の信頼・互助のネットワークを生み出すとともに、文化活動や産業活動などに新たな息吹きを起こします。

新市のまちづくりにおいては、広大な面積を有する新市の一体化と活性化を促進するため、広域的な交通ネットワークの整備や、それぞれの個性を活かした交流の推進に取り組めます。

(1) 広域交通ネットワークの整備

【主な取組】

- ・国道や県道の整備計画と連携した幹線道路、生活道路の整備
- ・公共交通機関のネットワーク化促進
- ・公共施設や医療機関を巡回する生活路線バス、観光施設間を結ぶ定期バスの運行
- ・福祉タクシー制度の充実

(2) 多様な市民交流の推進

【主な取組】

- ・市民活動や文化活動などの拠点となる公共施設の整備充実
- ・合併特例債を活用した「市町村振興基金」による交流イベント等の開催

- ・多様な体験活動・地域活動の機会充実
- ・ボランティアやNPO活動の支援、交流促進
- ・人材バンクの創設等による地域の人材の積極的な活用

(3) 産業間の交流促進

【主な取組】

- ・観光と産業の連携による新たな観光資源、地域特産品の開発
- ・農林業などと連携した観光コース（体験・交流プログラム）の設定
- ・学校給食や旅館業における地産地消の推進
- ・異業種交流による地域産業の振興
- ・農林業の^{*}6次産業化の促進

＊6次産業化：1次産業（農林水産業）が単に生産だけでなく、「生産・加工・販売・交流産業、さらに生活者」との連携・提携による農林水産業経営の複合化・多角化を進めること、農林水産業経営を持続的に発展させていこうという取組です。

生産（1次産業）×加工（2次産業）×交流「卸・小売、情報サービス、観光など（3次産業）」
⇒生命総合産業（6次産業）

【成長・発展】

3 未来をはぐくむ“いきいき”プロジェクト

新市の豊かな自然環境や景観と調和した街並み、連帯感がみなぎる地域社会、創造性あふれる産業などは、ひかりの郷として、次代に確実に引き継いでいかねばなりません。

新市のまちづくりにおいては、市民一人ひとりがそれぞれの持つ能力を十分に発揮するとともに、地域間の格差を是正し、新市全体の均衡ある発展を図ることが必要であり、次代を担う人材の育成や市民との協働のまちづくりの推進、観光をはじめとした産業の振興を図ります。

(1) 次代を担う人材の育成

【主な取組】

- ・生きる力を育む学校教育や社会の変化に対応した学校教育の充実
- ・補助教員の配置などによる学校の指導体制の強化、教育相談体制の充実
- ・学校・家庭・地域社会の連携による多様な体験活動・交流活動の充実
- ・適応指導教室の拡充やNPO等との連携による多様な学習環境の充実

- ・市民カレッジやまちづくり講座など生涯学習機会の充実
- ・地域づくりのリーダーやボランティアなどの人材育成、活動促進
- ・生涯学習ボランティアの育成と活動促進

(2) 市民との協働のまちづくりの推進

【主な取組】

- ・市民活動やコミュニティ活動に対するサポート体制の確立
- ・地域づくりのリーダーやボランティアなどの人材育成、活動促進
- ・コミュニティ活動の拠点施設としての総合支所等の機能充実
- ・パブリックコメント制度など広報公聴制度の充実
- ・地域審議会など住民自治を推進するための新たな仕組みづくり

(3) 観光ネットワーク化の推進

【主な取組】

- ・観光資源を活かした新たな観光コースの設定
- ・農林業などと連携した体験プログラムの開発
- ・恵まれた観光資源などについての内外への情報発信
- ・情報の発信・交流・地域連携等の機能をもった観光拠点施設の整備

(4) 地域産業の振興と雇用の場の拡大

【主な取組】

- ・地域再生計画等に基づく事業の推進
- ・異業種交流による地域産業の振興
- ・地域特産品の開発とブランド化の推進
- ・農林業の6次産業化の促進
- ・学校給食や旅館業における地産地消の推進
- ・自然環境と共生する企業等の誘致
- ・制度融資による起業・経営支援

第7章 新市における県事業の推進

1 栃木県の役割

新市は、日光国立公園の優れた自然環境や輝かしい歴史・文化資源を有し、古くから我が国を代表する観光地域として親しまれてきた地域であり、今後も、日光国立公園の美しい自然や「日光の社寺」、日光杉並木街道等の世界に誇る文化遺産など国際的な観光資源を活かし、人と文化や自然が交流する地域としての一層の発展が期待されます。

栃木県は、ともに地方自治を担う対等協力のパートナーとして新市と十分に連携し、新市の速やかな一体化、地域の均衡ある発展に向けた取組を積極的に支援していきます。また、合併に伴う新たな行政需要に対して、栃木県市町村合併特別交付金により、新市に対する財政支援を行います。

2 新市における県事業

○ 国際観光都市を支える広域交通基盤の整備

- ・ 西部広域幹線等の幹線道路や周遊観光を支援する道路網の整備に取り組みます。
- ・ JR日光線や東武鉄道日光線・鬼怒川線、野岩鉄道会津鬼怒川線及びわたらせ渓谷鐵道の利便性の向上と利用促進を図ります。

○ 観光と地場産業の振興

- ・ 優れた自然や貴重な文化遺産、豊富な温泉資源などを活かした国際観光地域としてのPRを推進します。
- ・ 花きや特産林産品など地域の特色を活かした農林業の振興や農道、林道、圃場などの基盤整備、観光などと連携した地域産業の振興を支援します。
- ・ 大日光（轟）工業団地への企業誘致を推進するとともに、地域の特性を活かした魅力ある産業団地の整備について研究を進めます。

○ 地域再生計画の着実な推進

- ・ 地域経済の活性化と地域雇用の創造の実現を図るため、地域再生計画に基づく各種事業の着実な実施や地域の活性化を支援します。

○ 市民や観光客の安心を支える地域医療体制の充実

- ・ 市民はもとより、観光に訪れた人々の急な疾病などにも的確に対応できるよう、拠点的な医療機関を中心とした地域医療体制の充実を支援します。

○ 魅力と活力ある都市基盤の整備

- ・ 地域の歴史や文化、景観などと調和した街並み整備を支援します。
- ・ 中心市街地の活性化や土地区画整理事業等による既成市街地の整備を支援します。

○ 豊かな自然環境や文化遺産の保全・保護

- ・ 世界遺産「日光の社寺」や日光杉並木街道などの保護対策に取り組みます。
- ・ 華厳の滝周辺の崩落防止対策の推進など、日光国立公園の自然環境の保全や修復に取り組みます。

○ 豊かな地域資源と調和した生活環境の整備

- ・ 安定した水資源を確保するため、湯西川ダム建設事業を促進するとともに、水源地域住民の生活再建対策と生活環境の変化を緩和する施設整備等を支援します。
- ・ 自然を守り育てる治山・治水・砂防事業等を推進します。
- ・ 道路や公共下水道等の整備を支援します。

○ 自然を活かして人がふれあう交流の促進

- ・ 日光だいや川公園や日光国立公園内の自然歩道などの整備を推進します。
- ・ 多様な地域資源やそば打ち等の体験を活かした都市と農山村の交流を促進します。

第8章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域特性や地域バランスに十分に配慮して逐次検討していきます。

また、新たな公共施設の整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存施設の有効活用など、効率的な整備に努めます。

なお、庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、必要な機能の整備を図っていきます。

第9章 財政計画

新しい財政計画は、令和3年度までの期間について、歳入・歳出の項目ごとに、合併後の推移や経済情勢、人口推計等を勘案しながら推計し、普通会計※ベースで作成したものです。

作成にあたっては、今後も健全な財政運営を継続することを基本として、庁舎整備事業等の実施に伴う財政への影響、人件費などの経費の削減効果等を反映させるとともに、合併特例債を効果的に活用し、後年度の負担が適正になるよう配慮しています。

項目ごとの主な内容は次のとおりです。

※ 普通会計：統計的に用いられる会計の区分で、特別会計のうち、公営企業会計（水道事業）、事業会計（国民健康保険事業など）、公営企業法の全部又は一部を適用している会計（下水道事業など）の3種を含まない特別会計（診療所事業など）と一般会計を合算したものの。

【歳入】

1 地方税

現行の制度を基本として、過去の実績推移、今後の経済見通し、人口推計等を勘案して推計しています。

2 地方譲与税・交付金

過去の実績推移を踏まえて、推計しています。

3 地方交付税

過去の実績推移を踏まえて、普通交付税の算定の特例（合併算定替※）により算定し、現行の制度で推計しています。

※ 合併算定替：合併年度とこれに続く10年間の新市の普通交付税額は、合併関係市町村が合併しなかった場合に算定される額の合算額を下回らないように算定した額とし、その後5年間は、その合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下回らないように算定した額とする特例のこと。

4 分担金・負担金

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しています。

5 使用料・手数料

過去の実績推移を踏まえて、推計しています。

6 国庫支出金・県支出金

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移するものと推計しています。

7 財産収入・寄附金

過去の実績推移を踏まえて、推計しています。

8 繰入金

主要事業の実施等に伴う年度間の財源調整のための基金からの繰入金を見込んで推計しています。

9 諸収入

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しています。

10 地方債

新市建設計画に基づく諸事業等に係る地方債（合併特例債を含む。）を見込んで推計しています。

【歳出】

1 人件費

職員定員適正化計画に基づく一般職員の削減や、会計年度任用職員制度による増等を見込んで推計しています。

2 扶助費

過去の実績推移を踏まえるとともに、高齢化等の社会経済情勢の変化を勘案し推計しています。

3 公債費

これまで発行した地方債に係る償還額に、今後発行を見込む地方債（合併特例債を含む。）の借入に係る償還額を見込んで推計しています。

4 物件費

過去の実績推移を踏まえるとともに、経常的経費の削減効果を見込んで推計しています。

5 維持補修費

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しています。

6 補助費等

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しています。

7 繰出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、国民健康保険事業等の収支見通しを考慮して推計しています。

8 積立金

過去の実績推移を踏まえて、推計しています。

9 投資・出資・貸付金

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しています。

10 普通建設事業費

新市建設計画に基づく諸事業について、健全な財政運営の観点から、投資可能な普通建設事業費を見込んで推計しています。

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
地 方 税	14,115	14,225	15,275	15,125	14,383	13,884	14,038	13,537	13,425	13,516	13,167	13,334	13,534	13,274	13,269	12,397	11,673
地 方 譲 与 税	877	1,257	521	505	473	464	458	430	417	397	417	412	411	415	454	497	470
利 子 割 交 付 金	51	34	44	44	36	30	24	21	19	17	13	8	14	15	6	5	5
配 当 割 交 付 金	24	37	40	14	11	14	16	18	36	69	52	29	43	32	39	29	29
株式等譲渡所得割交付金	35	27	23	8	6	5	4	5	59	38	44	17	46	29	27	14	36
法 人 事 業 税 交 付 金																40	116
地方消費税交付金	943	970	938	871	923	921	900	887	879	1,066	1,751	1,531	1,582	1,635	1,547	1,756	1,830
ゴルフ場利用税交付金	140	127	135	127	132	127	113	111	104	93	94	77	78	70	71	66	59
自動車取得税交付金	322	306	308	258	162	138	105	149	127	61	95	98	114	149	66	0	0
自動車税環境性能割交付金															21	43	30
地方特例交付金	330	261	69	128	157	168	145	34	34	31	31	33	36	42	139	77	999
地 方 交 付 税	7,854	7,790	7,300	7,741	8,261	8,920	9,840	11,015	10,654	9,960	10,458	9,920	9,682	9,372	9,851	10,009	9,642
交 通 安 全 交 付 金	16	16	15	13	13	12	12	11	10	9	10	10	9	8	8	8	9
分 担 金 ・ 負 担 金	257	215	217	217	221	226	221	222	199	194	201	192	185	282	146	152	138
使 用 料	1,032	839	786	764	753	739	624	618	597	597	632	589	582	544	522	450	494
手 数 料	179	189	179	185	185	186	180	177	178	168	165	162	200	422	419	409	406
国 庫 支 出 金	2,870	2,748	4,600	3,274	6,826	6,367	4,218	4,566	5,523	5,351	4,788	4,734	4,585	4,481	4,455	14,567	5,257
県 支 出 金	3,628	3,359	2,703	2,835	3,290	3,561	3,703	2,499	2,513	2,622	2,971	3,033	2,771	2,648	2,718	3,286	2,855
財 産 収 入	310	158	214	185	163	159	130	132	139	835	134	166	149	120	180	119	112
寄 附 金	306	1	51	2	6	104	25	17	13	55	25	122	106	569	304	359	350
繰 入 金	6,099	1,524	220	468	180	121	204	218	175	107	83	698	703	886	1,242	2,300	1,524
繰 越 金	1,466	1,574	2,559	1,183	1,720	2,396	2,428	2,543	3,147	2,123	2,038	2,117	1,790	1,630	887	741	503
諸 収 入	1,871	1,208	1,139	1,520	1,490	1,457	1,746	1,743	1,955	2,164	1,851	1,701	1,653	1,586	1,632	1,744	1,872
地 方 債	4,525	5,778	3,507	4,656	5,263	5,354	4,600	5,545	6,246	5,576	6,290	5,702	8,213	7,785	4,534	5,130	5,230
歳 入 合 計	47,250	42,643	40,843	40,123	44,654	45,353	43,734	44,498	46,449	45,049	45,310	44,685	46,486	45,994	42,537	54,198	43,639

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
人 件 費	10,688	9,936	10,005	9,330	8,873	8,830	8,859	8,849	8,520	8,493	8,560	8,369	8,163	8,090	8,122	8,670	8,609
扶 助 費	3,588	4,058	4,351	4,457	4,792	5,914	6,296	6,242	6,298	6,646	6,691	6,979	7,013	7,084	7,317	7,478	7,332
公 債 費	5,606	5,647	5,867	5,591	5,454	5,251	5,232	5,173	5,016	4,919	4,957	4,956	5,067	5,263	5,659	5,923	6,461
物 件 費	6,197	4,853	4,939	4,802	5,077	5,768	5,691	5,900	6,439	6,435	6,478	6,591	6,760	6,635	6,968	7,244	6,390
維 持 補 修 費	648	536	465	554	550	377	397	415	604	525	519	566	712	603	471	644	610
補 助 費 等	2,502	1,852	1,893	1,963	3,336	1,839	1,954	2,001	2,243	2,359	2,665	2,719	2,496	2,407	2,301	11,392	2,962
繰 出 金	3,109	3,465	2,933	3,040	3,284	3,677	3,825	3,700	4,040	3,967	4,023	4,222	4,225	4,272	4,309	3,394	3,454
積 立 金	2,919	3,508	1,811	165	387	1,429	716	378	354	387	32	175	154	626	376	450	424
投資・出資・貸付金	952	911	861	1,232	1,055	1,186	1,494	1,423	1,440	1,814	1,510	1,625	1,774	1,547	1,353	1,862	2,000
普 通 建 設 事 業 費	9,467	5,318	6,535	7,269	9,450	8,654	6,727	7,270	9,372	7,466	7,758	6,693	8,493	8,580	4,920	6,638	5,008
歳 出 合 計	45,676	40,084	39,660	38,403	42,258	42,925	41,191	41,351	44,326	43,011	43,193	42,895	44,857	45,107	41,796	53,695	43,250

歳入合計－歳出合計	1,574	2,559	1,183	1,720	2,396	2,428	2,543	3,147	2,123	2,038	2,117	1,790	1,629	887	741	503	389
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----